



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

824 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の策定 (環境管理課)

825 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準 (")

告 示

和歌山県告示第824号

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第4条の3第1項の規定により化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を次のとおり定めたので同条第5項の規定に基づき告示する。

平成19年6月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

総量削減計画(和歌山県)

この総量削減計画は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第4条の3等の規定に基づき、化学的酸素要求量については瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項に規定する区域のうち和歌山県の区域について、窒素含有量及びりん含有量については水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第2第3号ホに掲げる区域について、平成18年11月21日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針(瀬戸内海)に定められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるものである。

1 削減の目標

平成21年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は次のとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量について

表1 発生源別の削減目標量

	削減目標量(トン/日)	(参考) 平成16年度における量 (トン/日)
生活排水	11	13
産業排水	15	14
その他	1	1

(2) 窒素含有量について

表2 発生源別の削減目標量

	削減目標量(トン/日)	(参考) 平成16年度における量 (トン/日)

生活排水	5	5
産業排水	6	6
その他	6	6

(3) りん含有量について

表3 発生源別の削減目標量

	削減目標量(トン/日)	(参考) 平成16年度における量 (トン/日)
生活排水	0.5	0.5
産業排水	0.6	0.6
その他	0.3	0.3

2 削減目標量の達成のための方途

(1) 生活排水処理施設の整備等

瀬戸内海へ流入する水の汚濁負荷量の削減目標量の達成を図るためには、工場・事業場排水はもとより、汚濁負荷割合の大きい生活排水を効率的に処理することが必要である。

このため、市町村等と協力しながら、下水道の整備の一層の促進を図るほか、地域の実情に応じ、合併処理浄化槽、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の生活排水処理施設及びし尿処理施設の整備を促進するとともに、排水処理の高度化の促進並びに適正な維持管理の徹底等の生活排水処理対策を計画的に推進するものとする。

ア 下水道の整備等

下水道の整備については、目標年度までに表4に掲げる処理人口を目標に整備を促進するとともに、水洗化の促進等を図るものとする。

また、下水道終末処理場については、維持管理の徹底等により排水水質の安定及び向上に努めるとともに、高度処理の導入を促進する。

さらに、合流式下水道については、越流水の現況把握に努めるとともに、改善を促進する。

表4 下水道整備計画

年度	指定地域内 行政人口(千人)	指定地域内 処理人口(千人)
21	751	141 【35】

*【 】書きは、高度処理人口を示す(内数)

イ その他の生活排水処理施設の整備

浄化槽については、平成13年4月からその新設は原則として合併処理浄化槽の設置が義務付けられたことを受け、浄化槽設置整備事業や浄化槽市町村整備推進事業の活用により、さらなる設置整備を促進す

るものとする。また、既設の単独処理浄化槽は、地域の実情に応じ合併処理浄化槽への転換の促進を図るものとする。

農業集落排水施設及び漁業集落排水施設については、農業振興地域及び漁港の背後集落において、その整備、促進を図るものとする。

コミュニティ・プラントについては、市町村の一般廃棄物処理計画に基づき、その整備、促進を図るものとする。

なお、浄化槽については、建築基準法、浄化槽法等に基づき、適正な設置並びに定期検査及び保守点検・清掃の徹底を図ることにより、排水水質の安定及び向上に努めるものとする。

ウ し尿処理施設の整備

し尿処理施設については、市町村の一般廃棄物処理計画に基づき、整備を促進するとともに、処理施設の維持管理の徹底及び高度処理の導入により、排水水質の安定及び向上に努めるものとする。

(2) 総量規制基準の設定

指定地域内事業場については、排水水質の実態、排水処理技術の水準、汚濁負荷量の削減のため採られた措置等を勘案し、適切な総量規制基準を定め、その遵守を徹底することにより、汚濁負荷量の削減目標量の達成を図るものとする。

新・増設の施設については、既設の施設に比べ、より高度な技術の導入が可能であることに鑑み、特別の総量規制基準を設定するものとする。

Cc等の値等については、環境大臣が定めた「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第134号）、「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第135号）及び「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第136号）により定めるとし、さらに排水量の規模別により区分し、業種の実態、中小企業の実状等を考慮して適切に設定するものとする。

(3) その他の汚濁発生源に係る対策

その他の汚濁発生源については、地域における発生特性を踏まえ、きめ細かな対策を講じるとともに、汚濁負荷の実態に応じた削減努力を促し、汚濁負荷量の削減目標量の達成を図るものとする。

ア 生活排水対策

一般家庭からの生活排水による汚濁負荷量の削減目標量を達成するため、啓発用パンフレット等を作成配布し、市町村と協力し、家庭でできる雑排水対策についての啓発、普及を行うとともに、特に対策の実施が

必要な地域を生活排水対策重点地域に指定し、計画的、総合的な生活排水対策を推進するものとする。

イ 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策

総量規制基準が適用されない工場・事業場については、排出水の特長等について、その実態把握に努め、適正な排水処理、その他必要な措置をとるよう指導等を行うものとする。

ウ 農地からの負荷削減対策

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律等の活用を通じて肥料の施用量の低減等を図るものとする。

エ 畜産排水対策

畜産排水については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき、家畜排せつ物の適正な処理を推進すること等を図るものとする。

オ 養殖漁場の改善

養殖漁場の環境改善を図るため、持続的養殖生産確保法、「和歌山県かん水魚類養殖指導指針」等に基づき、給餌量の低減、汚濁負荷の少ない飼餌料の使用の促進等により、養殖漁場の環境管理の適正化を推進するとともに、地域の実情に応じて適切な措置を講ずるものとする。

(4) 教育、啓発等

水質総量規制をより効果的に推進するには、関係市町村、事業者及び県民の理解と協力が必要である。このため、総量規制の趣旨及び内容について、各種広報手段により、正しい理解を求め、協力体制の強化を図るものとする。

事業者に対しては、各種団体をも通じ、本計画の趣旨及び内容の周知徹底に努め、総量規制基準の遵守及び汚濁負荷量の削減目標達成のための努力と協力を要請するものとする。

県民に対しては、パンフレット等の各種広報手段を通じ、また、環境月間等の事業の中で、公共用水域の水質保全、生活排水対策の実践、河川へのゴミの不法投棄の防止など県民一人ひとりに努力を促していくこととする。

(5) その他汚濁負荷量の削減目標量の達成に関し必要な事項

ア 底質汚泥の除去等

底質汚泥による水質の悪化を防止するため、河川及び海域等において、必要に応じ、汚泥の除去のためのしゅんせつ等を行うこととする。

イ 監視体制の整備

公共用水域の水質汚濁の状況及び汚濁負荷量の削

減状況を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講ずるため、河川の水質監視、指定地域内事業場に対する立入検査の実施及びその他の発生源に対する指導等、効果的な監視体制の充実を図るものとする。

ウ 調査研究の推進

本計画の目標を達成するため、必要な調査研究の拡充に努めるものとする。

エ 中小企業の助成措置

中小企業者の公害発生防止対策については、従来から公害防止施設整備資金融資制度により融資助成を行ってきたところであるが、今後も引き続き、排水処理施設の設置等に対する資金の助成に努め、水質汚濁防止施設の整備を促進するものとする。

（参考）

県内の大阪湾※に係る汚濁負荷量

(1) 化学的酸素要求量について

表5 大阪湾に係る汚濁負荷量（トン/日）

	平成21年度における量	平成16年度における量
総量	0.5未満	0.5未満

(2) 窒素含有量について

表6 大阪湾に係る汚濁負荷量（トン/日）

	平成21年度における量	平成16年度における量
総量	0.5未満	0.5未満

(3) リン含有量について

表7 大阪湾に係る汚濁負荷量（トン/日）

	平成21年度における量	平成16年度における量
総量	0.05未満	0.05未満

※ 県内の大阪湾に係る汚濁負荷量算定の範囲は、和歌山市田倉崎より北部の海域に流入する河川の流域とする。

和歌山県告示第825号

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「防止法」という。）第4条の5第1項及び第2項の規定に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準を次のとおり定め、平成19年9月1日から施行する。

なお、平成14年和歌山県告示第677号（化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準）は、平成19年8月31日限り廃止する。ただし、平成19年9月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCc、Ccj、Cci及びCcoの値に係る業種その他の区分ごとの値については、平成21年3月31日までの間は、なお従前のおりとする。

平成19年6月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 適用する地域

化学的酸素要求量については、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「特別措置法」とい

う。）第5条第1項に規定する区域うち和歌山県の区域
窒素含有量及びりん含有量については、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「施行令」という。）別表第2第3号ホに掲げる区域

2 適用する工場又は事業場

防止法第2条第5項に規定する特定事業場で、1日当たりの平均排水の量が50立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）

3 総量規制基準

総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の総量規制基準欄に掲げるとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	昭和 55 年 7 月 1 日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含む。次の項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
2	昭和 55 年 7 月 1 日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で同日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後特別措置法第 5 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場（次の各項に掲げるものを除く。）	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
3	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和 56 年政令第 327 号。以下「昭和 56 年改正政令」という。）の施行により昭和 57 年 7 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 56 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを含む、次の各項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
4	昭和 56 年改正政令の施行により昭和 57 年 7 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 56 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和 56 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを除く。）	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$

5	<p>水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和 57 年政令第 157 号。以下「昭和 57 年改正政令」という。）の施行により昭和 58 年 1 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 57 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを含み、次の各項に掲げるものを除く。）</p>	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
6	<p>昭和 57 年改正政令の施行により昭和 58 年 1 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 57 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業所場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後特別措置法第 5 条もしくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和 57 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを除く。）</p>	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
7	<p>水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和 63 年政令第 252 号。以下「昭和 63 年改正政令」という。）の施行により平成元年 4 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 63 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを含み、次の各項に掲げるものを除く。）</p>	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
8	<p>昭和 63 年改正政令の施行により平成元年 4 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 63 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和 63 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は</p>	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$

	防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを除く。)	
9	水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令（平成 2 年政令第 266 号。以下「平成 2 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次の各項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc$ $\times 10^{-3}$
10	平成 2 年改正政令の施行により平成 3 年 4 月 1 日以前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日以後防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 2 年改正政令の施行により平成 3 年 4 月 1 日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Ccj \cdot Qcj$ $+ Cci \cdot Qci$ $+ Cco \cdot Qco)$ $\times 10^{-3}$
11	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 3 年政令第 240 号。以下「平成 3 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc$ $\times 10^{-3}$
12	平成 3 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 3 年 10 月 1 日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 3 年改正政令の施行により施行後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Ccj \cdot Qcj$ $+ Cci \cdot Qci$ $+ Cco \cdot Qco)$ $\times 10^{-3}$
13	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 9 年政令第 269 号。以下「平成 9 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc$ $\times 10^{-3}$
14	平成 9 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 9 年 12 月 1 日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 9 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Ccj \cdot Qcj$ $+ Cci \cdot Qci$ $+ Cco \cdot Qco)$ $\times 10^{-3}$
15	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 10 年政令第 173 号。以下「平成 10 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc$ $\times 10^{-3}$
16	平成 10 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となっ	$Lc = (Ccj \cdot Qcj$

	た工場又は事業場のうち、平成 10 年 6 月 17 日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 10 年改正政令の施行後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$+ C_{co} \cdot Q_{co}$ $\times 10^{-3}$
1 7	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令 (平成 11 年政令第 412 号。以下「平成 11 年改正政令」という。) の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場 (次項に掲げるものを除く。)	$L_c = C_c \cdot Q_c$ $\times 10^{-3}$
1 8	平成 11 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 12 年 3 月 1 日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 11 年改正政令の施行後に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj}$ $+ C_{co} \cdot Q_{co})$ $\times 10^{-3}$
1 9	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令 (平成 12 年政令第 391 号。以下「平成 12 年廃掃法改正政令」という。) の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場 (次項に掲げるものを除く。)	$L_c = C_c \cdot Q_c$ $\times 10^{-3}$
2 0	平成 12 年廃掃法改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 12 年 10 月 1 日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 12 年廃掃法改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj}$ $+ C_{co} \cdot Q_{co})$ $\times 10^{-3}$
2 1	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令 (平成 13 年政令第 201 号。以下「平成 13 年改正政令」という。) の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場 (次項に掲げるものを除く。)	$L_c = C_c \cdot Q_c$ $\times 10^{-3}$
2 2	平成 13 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 13 年 7 月 1 日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 11 年改正政令の施行後に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj}$ $+ C_{co} \cdot Q_{co})$ $\times 10^{-3}$

(2) 窒素含有量

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	平成 14 年 10 月 1 日前に設置されている指定地域内事業場 (同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。)	$L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$
2	平成 14 年 10 月 1 日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場 (工場又は事業場で同日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。) 及び同日以後特別措置法第 5 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場)	$L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$

(3) りん含有量

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	平成 14 年 10 月 1 日前に設置されている指定地域内事業場 (同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。)	$L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$
2	平成 14 年 10 月 1 日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場 (工場又は事業場で同日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設の設置又の変更により新たに指定地域内事業所となったものを含む。) 及び同日以後特別措置法第 5 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場)	$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$

備考

この表に掲げる式において、Lc、Cc、Cci、Ccj、Cco、Qc、Qcj、Qci、Qco、Ln、Cn、Cni、Cno、Qn、Qni、Qno、Lp、Cp、Cpi、Cpo、Qp、Qpi及びQpoは、それぞれ次の値を表すものとする。

なお、別表第1については、環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令(平成5年政令第371号)別表第2号ハに掲げる水域(以下「大阪湾」という。)及びこれに流入する公共用水域に排水を排出する指定地域内事業場に適用し、別表第2第1号については、特別措置法第5条第1項に規定する区域に設置されている指定地域内事業場であって大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排水を排出するもの以外のものに適用し、別表第2第2号及び第3号については、施行令別表第2第3号ホに掲げる区域に設置されている指定地域内事業場であって大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排水を排出するもの以外のものに適用する。

- Lc 排出が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)
- Cc 別表第1第1号又は別表第2第1号の化学的酸素要求量の欄の(1)に掲げる数値(単位 1リットルにつきミリグラム)
- Cci 別表第1第1号又は別表第2第1号の化学的酸素要求量の欄の(2)に掲げる数値(単位 1リットルにつきミリグラム)
- Ccj 別表第1第1号又は別表第2第1号の化学的酸素要求量の欄の(3)に掲げる数値(単位 1リットルにつきミリグラム)
- Cco Ccと同じ値(単位 1リットルにつきミリグラム)
- Qc 特定排水の量(単位 1日につき立方メートル)
- Qcj 平成3年7月1日(12の項にあつては平成3年10月1日)以後特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排水の量)(単位 1日につき立方メートル)
- Qci 昭和55年7月1日(4の項にあつては昭和57年7月1日、6の項にあつては昭和58年1月1日、8の項にあつては、昭和63年10月1日、10の項にあつては平成3年4月1日)以後平成3年7月1日の前日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量(同期間に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排水の量(Qcjを除く。)(単位 1日につき立方メートル)
- Qco 特定排水の量(Qcj及びQciを除く。)(単位 1日につき立方メートル)
- Ln 排出が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)
- Cn 別表第1第2号又は別表第2第2号の中欄の(1)に掲げる数値(単位 1リットルにつきミリグラム)
- Cni 別表第1第2号又は別表第2第2号の窒素含有量の欄の(2)に掲げる数値(単位 1リットルにつきミリグラム)
- Cno Cnと同じ値(単位 1リットルにつきミリグラム)
- Qn 特定排水の量(単位 1日につき立方メートル)
- Qni 平成14年10月1日以後特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排水の量)(単位 1日につき立方メートル)
- Qno 特定排水の量(Qniを除く。)(単位 1日につき立方メートル)
- Lp 排出が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)
- Cp 別表第1第3号又は別表第2第3号のりん含有量の欄の(1)に掲げる数値(単位 1リットルにつきミリグラム)

- Cpi 別表第1第3号又は別表第2第3号のりん含有量の欄の(1)に掲げる数値(単位 1リットルにつきミリグラム)
- Cpo Cnと同じ値(単位 1リットルにつきミリグラム)
- Qp 特定排出水の量(単位 1日につき立方メートル)
- Qpi 平成14年10月1日以後特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量)
(単位 1日につき立方メートル)
- Qpo 特定排出水の量(Qpiを除く。)(単位 1日につき立方メートル)

別表第1
(1)化学的酸素要求量

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)												備 考	
		(1)				(2)				(3)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)		
2	畜産農業	100	90	90	90	80	80	80	80	70	70	70	70	70	
3	天然ガス鉱業	70	70	60	60	70	60	60	60	70	60	60	60	60	
4	非金属鉱業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	20	
5	肉製品製造業	50	50	50	50	50	50	50	50	40	40	40	40	40	
6	乳製品製造業	50	50	35	30	40	40	30	30	40	30	30	30	30	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(3)(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ、40,40とする。
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	60	60	60	50	50	50	50	50	40	40	40	40	40	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	50	50	50	40	50	50	50	40	50	40	40	40	30	
9	寒天製造業	110	90	80	80	100	80	80	80	100	80	80	80	80	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	40	40	40	30	40	40	30	30	40	30	30	30	20	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	40	40	40	40	40	40	30	30	30	30	20	
12	冷凍水産物製造業	50	50	50	40	40	40	30	30	40	30	30	30	20	
13	冷凍水産食品製造業	50	50	50	40	50	50	40	40	50	40	40	40	30	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミグラム)														備考		
		(1)				(2)				(3)								
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		(ハ)	(ニ)
14	水産食品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	60	60	60	50	50	40	40	50	50	40	40	40	40	40	40	30	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	85	85	65	50	60	40	40	60	60	40	40	40	40	50	40	30	
16	野菜漬物製造業	70	60	50	40	50	40	40	50	50	40	40	40	40	40	40	30	
17	味ぞ製造業	80	80	80	70	80	70	70	80	80	70	70	70	50	50	50	50	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	80	80	80	70	80	70	70	80	80	70	70	70	50	50	50	50	
19	うまみ調味料製造業	30	30	30	30	30	30	20	30	30	20	20	20	30	30	20	20	
20	ソース製造業	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	30	40	40	40	30	
21	食酢製造業	60	60	50	40	50	40	40	50	50	40	40	40	40	40	30	30	
22	砂糖精製業	70	60	50	40	60	40	40	50	50	40	40	40	40	40	30	30	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	90	80	65	50	60	50	50	60	60	50	50	40	40	40	30	30	
24	小麦粉製造業	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	
25	パン製造業	50	50	50	40	40	40	40	40	40	40	30	30	30	20	20	20	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量(単位:リットルにつきグラム)												備考		
		(1)				(2)				(3)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)			
26	生菓子製造業	60	60	60	50	50	50	50	40	40	40	40	40	40	30	
27	ビスケット類・干菓子製造業	50	50	40	40	50	50	40	40	40	40	40	40	40	30	
28	米菓製造業	60	60	50	40	60	60	50	40	60	50	50	50	40	40	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	50	50	50	40	50	50	50	40	40	40	40	40	40	40	
30	植物油脂製造業	60	60	60	50	50	50	60	50	50	40	40	40	40	30	
31	動物油脂製造業	50	50	50	40	50	50	50	40	50	40	40	40	40	30	
32	食用油脂加工業	50	50	50	40	50	50	50	40	50	40	40	40	40	30	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	50	50	50	
34	穀類でんぷん製造業	60	60	60	50	60	60	60	50	60	50	50	50	50	40	
35	めん類製造業	70	60	50	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	30	
37	豆腐・油揚げ製造業	60	60	60	45	40	40	40	40	40	40	40	40	40	30	
38	あん類製造業	70	70	60	60	70	70	60	60	70	60	60	60	60	50	

整理番号	名称	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきシグラム)															備考		
		(1)					(2)					(3)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)		(ニ)	
39	冷凍調理食品製造業	50	40	30	30	30	30	30	30	40	40	30	20	30	30	20	20	20	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	50	50	40	30	40	40	40	40	40	40	30	30	40	40	30	30	30	
41	清涼飲料製造業	60	50	40	30	40	40	40	40	40	30	20	30	30	30	30	20	20	
42	果実酒製造業	40	40	30	30	40	40	40	40	40	30	30	30	40	40	30	30	30	
43	ビール製造業	40	40	30	30	40	40	40	40	40	30	30	30	40	40	30	30	30	
44	清酒製造業	70	60	50	40	40	40	40	40	40	40	30	30	40	40	40	30	30	
45	蒸留酒・混成酒製造業	60	50	40	30	40	40	40	40	40	30	30	30	30	30	20	20	20	
46	インスタントコーヒー製造業	30	30	20	20	30	30	30	30	30	20	20	20	30	30	20	20	20	
47	配合飼料製造業	30	30	30	30	30	30	30	30	30	20	20	20	30	30	20	20	20	
48	単体飼料製造業	30	30	20	20	30	30	30	30	30	30	20	20	30	30	30	20	20	
49	有機質肥料製造業	60	50	40	30	40	40	40	40	40	30	20	20	30	30	20	20	20	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)															備考	
		(1)					(2)					(3)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)		(ニ)
50	たばこ製造業	40	40	30	30	40	30	30	40	30	30	20	20	30	30	20	20	
51	生糸製造業 (副産糸精練業を含む)	60	50	30	30	60	50	30	60	50	30	30	30	60	50	30	30	
55	繊維工業 (整理番号 51 の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。) で整毛工程に係るもの	85	80	80	80	85	80	80	80	80	80	80	80	80	80	70	70	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	100	100	90	90	100	100	90	100	100	90	90	90	100	100	90	90	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程 (のり抜き、精練漂白、シルクエット加工その他の染色整理工程) に付帯して行われる加工処理工程 (以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。) を含む。) に係るもの	50	50	40	40	50	40	40	50	40	40	40	40	50	50	40	40	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの (前項に掲げるものを除く。)	110	80	80	80	100	80	80	100	80	80	80	80	100	80	80	80	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの	100	100	90	90	100	100	90	100	100	90	90	90	100	100	90	90	
61	繊維工業で絹状繊維・糸染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの	100	80	50	50	80	70	50	80	70	50	50	50	70	70	50	50	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの	100	80	50	50	60	60	50	60	60	50	50	50	60	60	50	50	
63	繊維工業で繊維製品染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの	110	100	90	90	100	100	90	100	100	90	90	90	95	95	90	90	

整理番号	名称	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきシグラム)														備考	
		(1)						(2)						(3)			
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)		
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	80	80	70	70	80	80	70	70	75	75	70	70	75	70	60	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	50	40	40	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	50	40	40	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	50	40	40	
68	繊維工業(整理番号55の項から前項に掲げるものを除く。)	80	60	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	40	30	30	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	70	60	50	40	70	60	40	40	70	60	40	40	70	40	40	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。) 又はパネライクルボード製造業	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	接着機洗浄水を循環するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30, 30, 30, 10, 30, 30, 30, 10, 20, 20, 10とする。
75	木材薬品処理業	30	25	20	20	30	25	20	20	30	25	20	20	30	20	20	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	80	80	70	70	80	80	70	70	80	80	70	70	70	60	60	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	70	70	70	60	70	70	70	60	70	70	70	60	70	70	60	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)														備考			
		(1)							(2)								(3)		
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		(ハ)	(ニ)	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラフトパルプ製造工程、リニアファイナライジンググラフトパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	60	60	50	50	60	60	50	50	60	60	50	50	60	60	50	50		
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミクラフトパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80		
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミクラフトパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの	90	90	80	80	90	90	80	80	90	90	80	80	90	90	80	80		
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	70	70	60	60	60	60	60	60	60	60	50	50	50	50	40	40		
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの	80	80	70	70	80	80	70	70	80	80	70	70	70	70	60	60	精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものにあつては、第3欄(1)及び(3)の値は、それぞれ同欄の順序に従い、90, 80, 80, 80, 80, 70, 60, 60とする。	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	70	60	60	60	70	60	60	60	60	60	60	60	60	60	50	50		
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の確解工程を含む。)に係るもの	110	110	100	90	100	100	100	100	100	90	90	90	90	90	80	80		
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	110	110	100	100	110	110	110	110	110	100	100	100	80	80	70	70		
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラフトパルプ、リニアファイナライジンググラフトパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とするパルプ製造工程(前工程のクラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの	60	60	50	50	50	50	50	50	50	40	40	40	50	50	40	40		

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)												備考	
		(1)				(2)				(3)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)		
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	40	35	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	20	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	50	45	40	40	50	45	40	40	50	45	40	40	40	
89	機械すき和紙製造業	70	60	60	60	70	60	60	60	70	60	60	60	60	パルプ製造工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、90、80、70、60、80、70、60、70、60、60とする。
90	手すき和紙製造業	100	100	90	90	100	100	90	90	100	100	90	90	80	
91	塗工紙製造業	30	25	20	20	30	25	20	20	30	25	20	20	20	
92	段ボール製造業	50	40	40	40	50	40	40	40	50	40	40	30	30	
93	重包装袋製造業	80	80	70	70	80	80	70	70	80	80	70	70	70	
94	セロファン製造業	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	
95	乾式法による繊維板製造業	50	50	50	40	50	50	50	40	50	50	50	50	40	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	90	90	80	80	90	90	80	80	90	90	80	70	60	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミグラム)												備考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	35	30	30	40	35	30	30	40	35	30	30	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	80	70	60	50	70	60	50	50	70	60	50	50	
101	製版業	60	60	60	50	60	60	50	50	60	60	50	50	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	50	50	40	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
103	複合肥料製造業	40	40	40	40	40	40	40	30	40	40	40	30	
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
105	ソーダ工業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
106	電炉工業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
107	無機顔料製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	黄鉛製造工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70,70,60,60,70,70,60,60,60,60,50,50とする。

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきシグラム)															備考	
		(1)					(2)					(3)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)		(ニ)
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	30	25	20	40	30	20	20	20	30	20	20	30	30	20	20	(1) 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄(顔料を除く。)製造工程においては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50,50,50,50,50,50,50,50,50,50,50とする。 (2) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程においては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60,60,50,50,60,60,50,60,50,60,50,50とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	70	70	60	60	70	70	60	60	70	60	60	60	50	40	40	40	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程においては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、220,220,220,220,220,220,210,210,210,200,190,190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程においては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、110,110,100,100,90,80,80,90,80,90,80,80とする。 (3) エピクロヒドリン製造工程においては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150,150,140,140,140,150,140,130,130,150,140,130,130とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	60	60	60	60	60	60	60	50	60	50	50	40	40	30	30	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程においては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200,200,200,200,200,200,190,190,190,180,180,180とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	40	40	30	30	30	30	30	20	20	30	20	20	30	20	20	20	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程においては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80,80,70,70,80,80,70,70,80,80,70,70,70とする。

整理番号	名称	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)															備考	
		(1)					(2)					(3)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)		(ニ)
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	(1) 乳比重合法による合成ゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60,60,50,50,60,60,50,60,60,50,50とする。 (2) クロプロレンゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140,140,130,130,140,140,130,130,140,140,130,130とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程・環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	50	(1) 有機ゴム薬品製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、280,280,270,270,270,260,260,270,270,260,260とする。 (2) 有機農薬原体製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190,190,190,190,190,190,190,190,180,170,170,160とする。
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	70	70	70	60	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、220,220,220,220,220,210,210,210,200,190,190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、110,110,100,100,90,80,80,100,90,80,80とする。 (3) エピクロヒドリン製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150,150,140,140,140,130,130,140,140,130,130とする。
115	脂肪族系中間物製造業	70	70	70	60	70	70	60	60	70	70	60	60	60	60	50	50	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、220,220,220,220,220,210,210,210,200,190,190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、110,110,100,100,90,80,80,100,90,80,80とする。 (3) エピクロヒドリン製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150,150,140,140,140,130,130,140,140,130,130とする。
116	メタン誘導品製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	30	30	20	20	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミigram)														備考	
		(1)				(2)				(3)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		(ハ)
117	発酵工業	130	130	130	120	120	120	110	120	120	120	120	120	120	120	110	
118	コーラル製品製造業	130	130	120	120	130	130	120	120	130	120	120	120	130	120	120	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	50	40	40	40	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200,200,200,200,200,190,190,200,200,190,190とする。
120	プラスチック製造業	40	40	30	30	30	30	20	20	30	20	20	30	20	20	20	(1) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80,80,70,70,60,60,50,50,60,60,50,50とする。 (2) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70,60,60,60,70,60,60,60,60,60,60,50,50とする。
121	合成ゴム製造業	50	50	40	40	50	50	40	40	50	40	40	50	40	40	40	(1) 乳比重合法による合成ゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80,80,70,70,70,60,50,50,80,70,70,70とする。 (2) クロロブレンゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140,140,130,130,140,140,130,130,140,140,140,130,130とする。

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミグラム)												備考			
		(1)						(2)							(3)		
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		(ハ)	(ニ)	
130	印刷インキ製造業	50	50	40	40	50	50	40	40	40	40	40	40	40	30		
131	医薬品原薬・製剤製造業	100	100	100	90	90	90	90	90	90	80	70	70	70	70	平成8年9月1日前の特定施設の係る量にあっては、第3欄(3)の値は、同欄の順序に従い、90,90,90,80とする。	
132	医薬品製剤製造業	70	60	50	40	60	50	40	40	40	30	40	40	30	30		
133	生物学的製剤製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	30	30	40	40	30	30		
134	生薬・漢方製剤製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	20	20	30	30	20	20		
135	動物用医薬品製造業	70	70	60	60	70	70	60	60	60	60	60	60	50	50		
136	火薬類製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	20	30	30	20	20	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70,70,60,60,70,60,60,60,60,60,50,50とする。	
137	農薬製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	30	30	30	30	20	20		
138	合成香料製造業	130	130	130	120	120	120	110	110	110	110	120	120	110	110		

整理番号	名称	化学的酸素要求量(単位:リットルにつきシグラム)												備考						
		(1)						(2)							(3)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)		
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	30	30	20	20			
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	30	30	20	20			
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	40	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20			
143	写真感光材料製造業	15	15	15	10	15	15	10	10	15	15	10	10	15	15	10	10			
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40			
145	イオン交換樹脂製造業	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	170	140	140	130	130			
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	70	60	50	40	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40			
147	石油精製業	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	潤滑油製造工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40,40,40,40,30,40,30,40,30,30とする。		
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	硫酸洗浄工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50,50,50,50,50,40,50,50,40,50,40とする。		
149	コークス製造業	190	190	190	180	190	190	180	180	190	190	180	180	100	100	100	90			

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)														備考		
		(1)				(2)				(3)								
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		(ハ)	(ニ)
150	石油コークス製造業	80	80	70	70	80	80	70	70	80	80	70	70	60	60	50	50	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	20	10	10	15	15	10	10	15	15	10	10	15	15	10	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗 浄工程に係るもの	70	70	70	60	50	50	70	50	50	50	70	50	50	50	50	50	
153	ゴム製品製造業(前二項に掲げるもの を除く。)	40	30	20	20	40	30	20	20	40	30	20	20	40	30	20	20	
154	なめしかわ製造業	110	100	100	100	110	100	100	100	110	100	100	100	110	100	100	100	
155	毛皮製造業	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	
156	板ガラス製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
157	板ガラス加工业	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
158	ガラス製加工素材製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
159	ガラス容器製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)														備考		
		(1)						(2)						(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)			
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	60	60	50	50	60	60	50	50	60	60	50	50	60	60	50	50	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
165	生コンクリート製造業	15	15	10	10	15	15	10	10	15	15	10	10	15	15	10	10	
166	コンクリート製品製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
167	セメント製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
168	黒鉛電極製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
169	碎石製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)												備 考	
		(1)				(2)				(3)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)		
170	鉱物・土石粉砕等処理業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	20	
172	うわ葉製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	20	
173	高炉による製鉄業	20	20	20	15	20	20	20	15	15	15	15	15	15	コークス炉を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50, 50, 50, 50, 40, 40, 40, 40, 40, 40, 40, 40とする。
175	フェロアロイ製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	20	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	10	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	20	
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	20	
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	20	
181	冷間ロール成形鋼製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	20	
182	鋼管製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	20	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきシグラム)												備考				
		(1)				(2)				(3)								
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)					
183	伸鉄業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
184	磨棒鋼製造業	20	20	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10	
185	引抜鋼管製造業	20	20	20	10	15	15	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10	
186	伸線業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
187	ブリキ製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
188	亜鉛鉄板製造業	30	30	30	20	30	30	30	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
189	めっき鋼管製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
190	めっき鉄鋼線製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
192	鍛鋼製造業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきシケラム)														備考		
		(1)				(2)				(3)								
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		(ハ)	(ニ)
193	鍛工品製造業	15	15	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10	
194	鉄鋼製造業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
195	鉄鋼製造業(整理番号196の項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
196	鑄鉄管製造業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
197	可鍛鑄鉄製造業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
198	鉄粉製造業	15	15	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10	
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
200	非鉄金属製造業	30	25	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
201	電気めっき業	60	60	50	40	60	60	50	40	60	60	50	40	50	50	40	40	
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	25	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量 (単位 リットルにつきシグラム)												備考						
		(1)						(2)							(3)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)		
203	一般機械器具製造業	30	25	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10			
204	プリント回路板製造業	40	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20			
205	電気機器具製造業 (前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)	30	25	15	10	30	20	15	10	30	20	15	10	30	20	15	10			
206	輸送用機械器具製造業	30	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10			
207	精密機械器具製造業	20	20	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10			
208	ガス製造工場	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20			
209	下水道業	60	55	50	45	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30,30,30,30,30,30,30,30,30,25,20,15とする。		
210	空瓶販売業	40	40	30	30	30	30	30	20	30	30	20	20	30	30	20	20			
211	共同調理場 (学校給食法 (昭和 29 年法律第 160 号) 第 5 条の 2 に規定する施設をいう。)	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	30	30	20	20			

整理番号	名称	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきシグラム)												備考		
		(1)				(2)				(3)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)			
212	弁当出屋又は弁当製造業	80	70	60	50	60	60	50	40	60	50	40	50	40	30	
213	飲食店	70	70	60	60	50	50	60	50	60	60	40	40	40	30	平成18年2月1日以降に設置したし尿浄化槽を使用するものについては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30,30,30,30,30,30,30,30,30,30とする。
214	宿泊業	70	60	50	50	60	50	40	40	50	40	40	40	30	30	平成18年2月1日以降に設置したし尿浄化槽を使用するものについては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30,30,30,30,30,30,30,30,30,30とする。
215	リネンサプライ業	60	60	50	40	50	50	40	40	50	50	40	40	30	30	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	60	60	50	40	50	50	40	40	50	50	40	40	30	30	
218	写真業(写真現像・焼付業を含む)	70	60	60	60	70	60	60	60	70	60	60	60	60	60	
219	自動車整備業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	30	20	20	
220	病院	60	50	30	30	50	40	30	30	50	40	30	40	30	30	平成18年2月1日以降に設置したし尿浄化槽を使用するものについては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30,30,30,30,30,30,30,30,30,30とする。

整理番号	名称	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)												備考						
		(1)						(2)							(3)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)		
221	し尿浄化槽 (建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が50人以上のものに限る。)	60	50	45	40	45	40	40	40	45	40	40	40	40	40	40	40	(1) 単独式処理に係るものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70,70,50,40,50,50,40,50,40,50,40,50,40とする。 (2) 第二欄の規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40,40,40,40,40,30,25,25,40,30,25,25とする。 (3) 平成18年2月1日以降に設置したし尿浄化槽にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30,30,30,30,30,30,30,30,30,30,30,30,30とする。 (4) (3)のうち、建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25,25,25,25,25,25,25,25,25,25,25,25とする。		
222	し尿浄化槽 (建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のものに限るのものに限る。)	80	80	80	70	70	70	70	70	70	70	70	60	60	60	60	60	平成18年2月1日以降に設置したし尿浄化槽にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30,30,30,30,30,30,30,30,30,30,30,30,30とする。		
223	し尿処理業 (し尿浄化槽に係るものを除く。)	60	60	50	50	50	50	50	50	50	50	50	40	40	40	40	40	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50,50,40,40,40,40,35,35,40,40,35,35とする。		
224	ごみ処理業	50	40	30	30	40	40	40	40	40	40	30	40	40	40	30	30			

整理番号	名称	化学的酸素要求量(単位:リットルにつきミリグラム)														備考		
		(1)				(2)				(3)								
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		(ハ)	(ニ)
225	廃油処理業	30	30	30	30	30	30	30	20	20	20	30	30	30	20	20	20	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	30	20	30	30	20	20	20	20	30	30	30	20	20	20	
227	死亡獣畜取扱業	50	50	50	40	50	50	40	50	50	50	50	50	50	40	40	40	
228	と畜場	60	60	60	50	60	60	50	60	60	50	50	50	50	40	40	40	
229	中央卸売市場	30	30	30	20	30	30	20	20	20	20	30	30	30	20	20	20	
230	地方卸売市場	40	40	30	20	30	30	20	20	20	20	30	30	30	20	20	20	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	50	40	30	30	35	35	30	30	35	30	30	30	30	20	20	20	
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	50	40	30	30	50	40	20	30	50	40	30	50	40	20	30	20	(1) 生活排水処理にかかるものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60,50,40,25,60,50,40,25,60,50,40,25とする。 (2) 上水道事業、工業用水道事業及び車両洗車に係るものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40,30,20,20,40,30,20,40,30,20,40,30,20とする。

備考 この表において、窒素の項中(1)・(2)・(3)及び(イ)・(ロ)・(ハ)・(ニ)の区分は、次のとおりとする。

- (1) については、特定施設が昭和55年6月30日までに設置されたもの。
- (2) については、特定施設が昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに設置されたもの。

- (3) については、特定施設が平成 3 年 7 月 1 日以降に設置されたもの。
- (イ) 指定地域内事業場であって、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上 500 立方メートル未満であるもの。
 - (ロ) 指定地域内事業場であって、1 日当たりの平均的な排出水の量が 500 立方メートル以上 5,000 立方メートル未満であるもの。
 - (ハ) 指定地域内事業場であって、1 日当たりの平均的な排出水の量が 5,000 立方メートル以上 100,000 立方メートル未満であるもの。
 - (ニ) 指定地域内事業場であって、1 日当たりの平均的な排出水の量が 100,000 立方メートル以上であるもの。

(2)窒素含有量

整理番号	名称	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)										備考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ニ)		
2	畜産農業	85	80	75	70	70	65	60	60				
3	天然ガス鉱業	80	75	70	65	70	65	60	60				
4	非金属鉱業	15	15	15	15	15	15	15	15				
5	肉製品製造業	50	50	50	45	25	25	25	20				
6	乳製品製造業	30	25	20	20	15	15	15	10				
7	畜産食品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	40	35	30	30	20	20	20	20				
8	水産缶詰・瓶詰製造業	30	25	20	20	15	15	15	10				
9	寒天製造業	30	25	20	20	20	20	15	10				
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	30	25	20	20	20	20	15	10				
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	35	35	35	35	20	20	20	20				
12	冷凍水産物製造業	55	50	45	45	15	15	15	15				
13	冷凍水産食品製造業	55	50	45	45	40	40	40	35				
14	水産食品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	50	50	45	45	30	30	30	30				
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食品製造業	30	25	20	20	15	15	15	10				
16	野菜漬物製造業	25	25	20	20	15	15	15	10				
17	味ぞ製造業	30	25	20	20	20	20	15	10				

整理番号	名称	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)										備考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)				
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	60	55	50	45	35	35	35	35	35	35	35	
19	うまみ調味料製造業	30	25	20	20	20	20	20	20	20	20	20	10
20	ソース製造業	30	25	20	20	15	15	15	15	15	15	15	10
21	食酢製造業	30	25	20	20	15	15	15	15	15	15	15	10
22	砂糖精製業	25	25	20	20	15	15	15	15	15	15	15	10
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	30	30	30	30	15	15	15	15	15	15	15	10
24	小麦粉製造業	30	25	20	20	15	15	15	15	15	15	15	10
25	パン製造業	25	25	20	20	15	15	15	15	15	15	15	10
26	生菓子製造業	25	25	20	20	15	15	15	15	15	15	15	10
27	ビスケット類・干菓子製造業	30	25	20	20	15	15	15	15	15	15	15	10
28	米菓製造業	30	25	20	20	15	15	15	15	15	15	15	10
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	25	20	20	15	15	15	15	15	15	15	10
30	植物油脂製造業	20	20	20	20	15	15	15	15	15	15	15	10
31	動物油脂製造業	30	25	20	20	15	15	15	15	15	15	15	10
32	食用油脂加工业	25	25	20	20	15	15	15	15	15	15	15	10
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	30	25	20	20	20	20	20	20	20	20	20	10
34	穀類でんぷん製造業	30	25	20	20	15	15	15	15	15	15	15	10

整理 番号	名 称	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)										備 考					
		(1)					(2)										
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		(ニ)				
35	めん類製造業	30	25	20	20	20	20	15	10								
37	豆腐・油揚製造業	40	35	30	30	25	25	20	20								
38	あん類製造業	25	25	20	20	15	15	15	10								
39	冷凍調理食品製造業	35	35	30	30	20	20	20	20								
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	30	25	20	20	15	15	15	10								
41	清涼飲料製造業	30	25	20	20	15	15	15	10								
42	果実酒製造業	25	25	20	20	20	20	15	10								
43	ビール製造業	25	25	20	20	15	15	15	10								
44	清酒製造業	20	20	20	20	20	20	15	10								
45	蒸留酒・混成酒製造業	25	25	20	20	15	15	15	10								
46	インスタントコーヒー製造業	30	25	20	20	15	15	15	10								
47	配合飼料製造業	25	25	20	20	15	15	15	10								
48	単体飼料製造業	30	25	20	20	20	20	15	10								
49	有機質肥料製造業	30	25	20	20	20	20	15	10								
50	たばこ製造業	30	25	20	20	15	15	15	10								
51	生糸製造業(副産糸精練業を含む。)	30	25	20	20	20	20	15	10								

整理 番号	名 称	塗料含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備 考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		(ハ)
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	30	25	20	20	15	15	15	15	15	15	10	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	25	25	20	20	15	15	15	15	15	15	10	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルクゲット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	20	20	20	20	15	15	15	15	15	15	10	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	30	30	30	25	15	15	15	15	15	15	15	15 繊維物染色工程にあつては、第3欄の値は、それぞれの同欄の順序に従い、80,80,80,80,55,55,55とする
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	30	25	20	20	20	20	20	20	20	15	10	
61	繊維工業で絹状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	25	25	25	25	15	15	15	15	15	15	15	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	30	25	20	20	20	20	20	20	20	15	10	
63	繊維工業で繊維製品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	30	25	20	20	20	20	20	20	20	15	10	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	30	25	20	20	20	20	20	20	20	15	10	

整理 番号	名 称	塗料含有量(単位 リットルにつきシグラム)										備 考
		(1)					(2)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)			
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	25	25	20	20	15	15	15	15	10		
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	30	25	20	20	15	15	15	15	10		
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	30	25	20	20	15	15	15	15	10		
68	繊維工業(整理番号55の項から前項に掲げるものを除く。)	25	25	20	20	20	20	20	15	10		
69	一般製材業又は木材チップ製造業	30	25	20	20	25	20	15	15	10		
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業	25	25	20	20	20	20	20	15	10		
75	木材薬品処理業	30	25	20	20	15	15	15	15	10		
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	15	10		
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	15	10		
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リフアイナードパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	15	10		

整理 番号	名 称	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)										備 考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミカルパルプ製造工程又は未さらしセシメミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミカルパルプ製造工程(前行程の未さらしセシメミカルパルプ製造工程を含む。)(前行程の未さらしセシメミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程(前行程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。)(に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前行程の離解工程を含む。)(に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	

整理 番号	名 称	塗料含有量(単位 リットルにつきリグラム)										備 考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナー、グラフトパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグラフトパルプ、リファイナー、グラフトパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	
89	機械すき和紙製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	
90	手すき和紙製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	
91	塗工紙製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	
92	段ボール製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	
93	重包装紙袋製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	
94	セロファン製造業	30	25	20	20	15	15	15	15	15	15	10	
95	乾式法による繊維板製造業	30	25	20	20	15	15	15	15	15	15	10	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	25	25	20	20	15	15	15	15	15	15	10	

整理 番号	名 称	窒素含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備 考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業 (整理番号 76 の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	
100	印刷業 (新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	30	25	20	20	25	20	15	15	20	15	10	
101	製版業	30	25	20	20	20	20	15	15	20	15	10	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	25	25	25	25	25	25	25	25	15	15	15	(1)アンモニア製造工程にあつては第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80, 75, 70, 65, 40, 40, 40, 40とする。 (2)アンモニア誘導品製造工程にあつては第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210, 210, 210, 210, 210, 210, 210とする。 (3)尿素製造工程にあつては第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1200, 1200, 1200, 1200, 1200, 1200, 1200とする。
103	複合肥料製造業	35	35	35	35	35	35	35	35	15	15	15	
104	化学肥料製造業 (前二項に掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	
105	ソーダ工業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	
106	電炉工業	25	20	15	15	15	15	15	15	15	15	10	
107	無機顔料製造業	40	40	40	40	40	40	40	40	30	30	30	黄鉛顔料製造工程にあつては第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、700, 700, 700, 700, 600, 600, 600とする。

整理 番号	名 称	窒素含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備 考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)	50	50	50	50	50	40	40	40	40	40	40	(1)バナジウム化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、5000, 5000, 5000, 4500, 5000, 5000, 5000, 4500とする。 (2)酸化コバルト製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、750, 750, 680, 580, 750, 680, 580とする。 (3)モリブデン化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6000, 5500, 5000, 4500, 6000, 5500, 5000, 4500とする。 (4)イットリウム酸化物製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150, 150, 150, 150, 150, 150, 150, 150とする。 (5)酸化銀製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210, 210, 200, 150, 210, 210, 200, 150とする。 (6)酸化ジルコニウム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、230, 230, 200, 150, 230, 230, 200, 150とする。 (7)窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、160, 160, 160, 160, 60, 60, 60, 60とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	45	40	35	30	15	15	15	15	15	15	15	窒素又はその化合物を原料として使用するものにおいて、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80, 70, 60, 50, 50, 50, 45, 40とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	30	30	30	30	25	25	25	25	25	25	20	窒素又はその化合物を原料として使用するものにおいて、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60, 60, 60, 60, 30, 30, 30, 30とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	40	35	30	25	15	15	15	15	15	15	15	

整理番号	名称	窒素含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	25	25	25	25	15	15	15	15	15	15	15	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものについては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65, 60, 55, 50, 40, 40, 40とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	40	40	35	30	15	15	15	15	15	15	15	窒素又はその化合物を原料として使用するものにおいて、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55, 55, 55, 55, 30, 30, 30とする。
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	25	25	25	25	20	20	20	20	20	20	15	
115	脂肪族系中間物製造業	35	35	35	35	15	15	15	15	15	15	15	(1)窒素又はその化合物を原料として使用するものについては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、120, 120, 120, 40, 40, 40, 40とする。 (2)青酸誘導品含有排水を排出する工程においては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、510, 510, 510, 510, 500, 500, 500とする。
116	メタン誘導品製造業	40	35	30	25	15	15	15	15	15	15	15	
117	発酵工業	40	40	40	30	20	20	20	20	20	20	15	
118	アルコール製品製造業	530	530	530	530	410	410	410	410	410	410	410	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	55	55	55	50	15	15	15	15	15	15	15	窒素又はその化合物を原料として使用するものにおいて、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100, 100, 100, 100, 50, 50, 50とする。

整理番号	名称	莖素含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		
120	プラスチック製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	15	15	15	莖素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65, 60, 55, 50, 35, 35, 35, 35とする。
121	合成ゴム製造業	45	40	35	30	15	15	15	15	15	15	15	莖素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65, 60, 55, 50, 40, 40, 40, 40とする。
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	70	70	60	50	15	15	15	15	15	15	15	(1) 莖素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、85, 75, 65, 55, 35, 30, 25, 20とする。 (2) イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210, 210, 210, 210, 30, 30, 30, 30とする。 (3) メラミン製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1500, 1500, 1500, 1500, 1500, 1500, 1500, 1500とする。 (4) 化学発泡剤製造工程(尿素を原料として使用するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60, 50, 40, 30, 35, 30, 25, 20とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	14	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	22	20	18	16	20	18	16	16	18	16	14	
125	合成繊維製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	14	莖素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60, 60, 60, 55, 50, 50, 45, 40とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	30	30	30	30	15	15	15	15	15	15	15	

整理 番号	名 称	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)										備 考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		
127	石けん・合成洗剤製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	15	15	15	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	55	50	45	40	15	15	15	15	15	15	15	
129	塗料製造業	30	30	30	30	15	15	15	15	15	15	15	
130	印刷インキ製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	15	15	15	
131	医薬品原薬・製剤製造業	45	45	45	45	15	15	15	15	15	15	15	医薬品原薬製造工程(薬素又はその化合物を原料として使用するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、120, 120, 115, 100, 30, 30, 25とする。
132	医薬品製剤製造業	20	20	18	16	15	15	15	15	15	15	14	
133	生物学的製剤製造業	20	20	18	16	15	15	15	15	15	15	14	
134	生薬・漢方製剤製造業	22	20	18	16	15	15	15	15	15	15	14	
135	動物用医薬品製造業	22	20	18	16	15	15	15	15	15	15	14	
136	火薬類製造業	35	30	25	20	20	20	20	20	20	20	15	
137	農薬製造業	35	30	25	20	15	15	15	15	15	15	15	
138	合成香料製造業	35	35	35	35	20	20	20	20	20	20	15	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	25	25	25	25	15	15	15	15	15	15	15	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品調剤製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	15	15	15	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	25	25	25	25	15	15	15	15	15	15	15	
143	写真感光材料製造業	25	25	25	25	20	20	20	20	20	20	15	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	

整理 番号	名 称	莖葉含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備 考		
		(1)					(2)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)			
145	イオン交換樹脂製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	15	15	15	15	
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	35	30	25	20	20	20	20	20	20	20	20	15
147	石油精製業	30	25	20	20	20	20	20	20	20	20	15	10	
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	15	15	15	15	15	15	15	10	
149	コークス製造業	950	900	800	700	400	400	400	400	400	400	400	400	
150	石油コークス製造業	30	25	20	20	15	15	15	15	15	15	15	10	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	30	25	20	20	15	15	15	15	15	15	15	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	
153	ゴム製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	25	25	20	20	15	15	15	15	15	15	15	10	
154	なめしかわ製造業	75	65	55	45	15	15	15	15	15	15	15	15	
155	毛皮製造業	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	
156	板ガラス製造業	20	20	20	20	15	15	15	15	15	15	15	10	
157	板ガラス加工业	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	15	10	
158	ガラス製加工素材製造業	20	20	20	20	15	15	15	15	15	15	15	10	
159	ガラス容器製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	

整理 番号	名 称	窒素含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備 考					
		(1)					(2)										
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		(ハ)	(ニ)			
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	25	25	20	20	15	15	15	15	10	10						
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	25	20	15	15	15	15	15	15						
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	25	25	20	20	15	15	15	15	10	10						
165	生コンクリート製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	10	10						
166	コンクリート製品製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	10	10						
167	セメント製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	20	20	20	20	15	15	15	15	10	10						
168	黒鉛電極製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	10	10						
169	砕石製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	10	10						
170	鉱物・土石粉碎等処理業	25	25	20	20	20	20	20	20	10	10						
172	うわ薬製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	10	10						
173	高炉による製鉄業	20	20	20	20	15	15	15	15	15	15						(1) コークス製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、950, 900, 800, 700, 400, 400, 400, 400とする。 (2) ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、それぞれ同欄の順序に従い、65, 65, 65, 65, 50, 50, 50, 45とする。
175	フェロアロイ製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	15	15						
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15						

整理 番号	名 称	窒素含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備 考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)				
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。)又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	25	25	25	25	15	15	15	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70, 65, 60, 55, 50, 50, 50, 45とする。
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	25	25	25	25	15	15	15	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70, 65, 60, 55, 50, 50, 50, 45とする。
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70, 65, 60, 55, 50, 50, 50, 45とする。
181	冷間ロール成型形鋼製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65, 60, 55, 55, 50, 50, 50, 45とする。
182	鋼管製造業	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65, 60, 55, 55, 50, 50, 50, 45とする。
183	伸鉄業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65, 60, 55, 55, 50, 50, 50, 45とする。
184	磨棒鋼製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55, 55, 55, 55, 50, 50, 50, 45とする。
185	引抜鋼管製造業	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65, 60, 55, 55, 50, 50, 50, 45とする。
186	伸線業	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65, 60, 55, 55, 50, 50, 50, 45とする。

整理番号	名称	窒素含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		
187	ブリキ製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	
188	亜鉛鉄板製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	
189	めっき鋼管製造業	40	35	30	25	15	15	15	15	15	15	15	
190	めっき鉄鋼線製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	15	15	15	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	35	35	30	25	15	15	15	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65, 60, 55, 55, 50, 50, 45とする。
192	鋳鋼製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	
193	鍛工品製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	15	15	15	
194	鋳鋼製造業	20	20	20	20	15	15	15	15	15	15	15	
195	鉄鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	
196	鋳鉄管製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	
197	可鍛鉄製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	
198	鉄粉製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	25	25	25	25	15	15	15	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65, 60, 55, 55, 50, 50, 45とする。
200	非鉄金属製造業	35	35	35	35	15	15	15	15	15	15	15	

整理番号	名称	窒素含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)				
201	電気めっき業	30	30	30	25	30	30	25	30	20	25	20	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、120, 120, 110, 100, 55, 55, 55とする。
202	金属製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	40	35	30	25	25	25	25	25	20	25	20	(1)溶融めっき工程 (窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。) にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50, 50, 50, 50, 40, 40, 40, 40とする。 (2)アルマイト加工工程 (窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。) にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、90, 90, 90, 90, 50, 50, 50, 50とする。
203	一般機械器具製造業	35	30	25	20	20	20	20	20	15	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40, 35, 30, 25, 20, 15, 10とする。
204	プリント回路板製造業	30	25	20	20	20	20	20	20	15	15	10	
205	電気機械器具製造業 (前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)	30	25	20	20	15	15	15	15	10	15	10	(1)民生用電気機械器具製造工程 (窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。) にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30, 25, 20, 20, 20, 20, 20, 20とする。 (2)半導体素子製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45, 40, 35, 30, 25, 25, 25, 20とする。
206	輸送用機械器具製造業	30	25	20	20	15	15	15	15	10	15	10	自動車・同付属品製造工程 (窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。) にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、35, 35, 30, 25, 20, 20, 20, 20とする。

整理番号	名称	窒素含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備考		
		(1)					(2)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)			
207	精密機械器具製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	時計・同部分品製造工程(時計側を除く。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45, 40, 35, 30, 25, 25, 25, 20とする。
208	ガス製造工場	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	
209	下水道業	40	35	30	25	40	25	30	20	40	30	20	10	(1)標準活性汚泥法その他これらと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20, 15, 10, 10, 20, 15, 10, 10とする。 (2)高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60, 55, 50, 45, 60, 55, 50, 45とする。
210	空瓶卸売業	30	30	25	25	15	25	15	15	15	15	15	15	
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。)	30	30	25	25	15	25	15	15	15	15	15	15	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	30	30	25	25	15	25	15	15	15	15	15	15	
213	飲食店	60	55	50	45	30	45	30	30	30	30	30	30	
214	宿泊業	45	45	45	45	30	45	30	30	30	30	30	30	
215	リネンサプライ業	20	20	20	20	15	20	15	15	15	15	15	15	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	25	25	25	25	20	25	20	20	20	20	20	15	

整理番号	名称	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)										備考			
		(1)					(2)								
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)				
218	写真業(写真現像・焼き付け業を含む)	30	30	25	25	25	25	20	20	15					
219	自動車整備業	25	25	25	25	20	20	20	20	15					
220	病院	60	55	50	45	25	25	25	25	25					
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が501人以上のものに限る。)	60	55	50	45	40	35	30	25	25					第2欄の規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽により高度にし尿を処理するものができるときは、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、25、20、20、30、25、20、15とする。
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のものに限るものに限る。)	60	55	50	45	50	45	40	35	35					第2欄の規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽により高度にし尿を処理するものができるときは、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、35、30、25、35、30、25、20とする。
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	60	55	50	45	40	35	30	25	25					嫌気性消化法、好気性消化法、通式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することのできる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、45、40、35、30、25、20、15とする。
224	ごみ処理業	30	30	25	25	20	20	20	20	15					
225	廃油処理業	30	30	25	25	15	15	15	15	15					
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	50	45	40	40	40	40	35	35	30					
227	死亡獣畜取扱業	35	30	25	25	25	25	20	20	15					
228	と畜場	60	50	40	30	25	25	20	20	15					
229	中央卸売市場	30	30	25	25	25	25	20	20	15					

整理番号	名称	窒素含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備考
		(1)					(2)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	
230	地方卸売市場	30	30	25	25	25	25	25	20	15		
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	35	30	25	25	25	25	25	20	15		
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	60	50	40	30	50	50	40	30			

備考 この表において、窒素の項中(1)・(2)及び(イ)・(ロ)・(ハ)・(ニ)の区分は、次のとおりとする。

(1)については、特定施設が平成14年9月30日までに設置されたもの。

(2)については、特定施設が平成14年10月1日以降に設置されたもの。

(イ)指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上500立方メートル未満であるもの。

(ロ)指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排水の量が500立方メートル以上5,000立方メートル未満であるもの。

(ハ)指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排水の量が5,000立方メートル以上100,000立方メートル未満であるもの。

(ニ)指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排水の量が100,000立方メートル以上であるもの。

(3)りん含有量

整理 番号	名 称	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)										備 考					
		(1)					(2)										
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		(ハ)	(ニ)			
2	畜産農業	10	9.5	9	8.5	9	8.5	9	8.5	9	8.5	9	8.5	9	8	8	
3	天然ガス飲業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
4	非金属飲業	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
5	肉製品製造業	16	14	12	10	6	10	6	6	6	6	6	6	6	5	5	
6	乳製品製造業	8.5	8.5	8.5	8.5	3.5	8.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	
7	畜産食品製造業 (前2項に掲げるものを除く。)	11	11	11	10	5.5	10	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	4	4	4	4	1.5	4	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
9	寒天製造業	5.5	5.5	5.5	5.5	2.5	5.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	6	6	5.5	5	3	5	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
11	水産練製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	7.5	7.5	7.5	7.5	3.5	7.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	
12	冷凍水産物製造業	8	8	7	6	5.5	6	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5	5	
13	冷凍水産食品製造業	8	8	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5	
14	水産食品製造業 (整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	8	8	8	8	4	8	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食品製造業	7.5	7.5	7.5	7.5	3	7.5	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
16	野菜漬物製造業	6.5	6	5.5	5	3	5	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
17	味そ製造業	6.5	6	5.5	5	4.5	5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4	4	

整理 番号	名 称	りん含有量 (単位 リットルにつきミログラム)												備 考
		(1)						(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	8	8	8	8	3	3	3	3	3	3	3	3	
19	うまみ調味料製造業	5.5	5.5	5.5	5.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
20	ソース製造業	6	6	6	6	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	
21	食酢製造業	4.5	4.5	4.5	4.5	3	3	3	3	3	3	3	3	
22	砂糖精製業	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	6	6	6	6	3	3	3	3	3	3	3	3	
24	小麦粉製造業	4	4	4	4	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	
25	パン製造業	6	6	5.5	5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	
26	生菓子製造業	7.5	7	6.5	6	4	4	4	4	4	4	4	4	
27	ビスケット類・干菓子製造業	4	4	4	4	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
28	米菓製造業	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
29	パン・菓子製造業 (整理番号 25 の項から前項までに掲げるものを除く。)	6	6	5.5	5	3	3	3	3	3	3	3	3	
30	植物油脂製造業	6	6	6	6	2	2	2	2	2	2	2	2	米糠を原料として使用するものにあつては第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、8、8、8、2、2、2、2 とする
31	動物油脂製造業	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4	
32	食用油脂加工业	3.5	3.5	3.5	3.5	2	2	2	2	2	2	2	2	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	3	3	3	3	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
34	穀類でんぷん製造業	6.5	6.5	6.5	6	3	3	3	3	3	3	3	3	

整理 番号	名 称	りん含有量 (単位 リットルにつきミ로그램)										備 考		
		(1)					(2)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		(ニ)	
35	めん類製造業	6.5	6.5	6.5	6	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	
37	豆腐・油揚げ製造業	7.5	7	6.5	6	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4	4	
38	あん類製造業	9	8	7	6	4	4	4	4	4	4	4	4	
39	冷凍調理食品製造業	8.5	8.5	8	8	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	6.5	6	5.5	5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4	4	
41	清涼飲料製造業	5.5	5.5	5.5	5.5	2	2	2	2	2	2	2	2	
42	果実酒製造業	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2	2	
43	ビール製造業	4	3.5	3	3	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2	2	
44	清酒製造業	4	3.5	3	3	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
45	蒸留酒・混成酒製造業	4	3.5	3	3	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
46	インスタントコーヒー製造業	3.5	3.5	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	
47	配合飼料製造業	3	3	2.5	2	2	2	2	2	2	2	2	1.5	
48	単体飼料製造業	3.5	3	2.5	2	2	2	2	2	2	2	2	1.5	
49	有機質肥料製造業	3	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
50	たばこ製造業	3	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
51	生糸製造業	5.5	5	4.5	4	4	4	4	4	4	4	3	3	
55	繊維工業 (整理番号 51 の項に掲げるもの及び 衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下 同じ。) で整毛工程に係るもの	4.5	4.5	4.5	4	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	

整理番号	名称	りん含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備考		
		(1)					(2)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)			
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	4.5	4.5	4.5	4	4	3.5	3						
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精錬漂白、シムレット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	5.5	5.5	5.5	5	3	3	3	3	3	3	3	3	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	5	5	4.5	4	4.5	3.5	3						
61	繊維工業で絹状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	5	5	5	5	2	2	2	2	2	2	2	2	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	
63	繊維工業で織維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	5	5	5	5	3	3	3	3	3	3	3	3	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
67	繊維工業で織維製衛生材料製造工程に係るもの	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
68	繊維工業(整理番号55の項から前項に掲げるものを除く。)	3.5	3.5	3.5	3.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	3	2.5	2	2	2.5	1.5	1						
71	合板製造業(集材材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	

整理 番号	名 称	りん含有量 (単位 リットルにつきミリグラム)										備 考			
		(1)					(2)								
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		(ハ)	(ニ)	
75	木材薬品処理業	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラフトパルプ製造工程、リフアイナーグラフトパルプ製造工程又はサーマカニカルパルプ製造工程に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さしケミクラフトパルプ製造工程又は未さしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さしケミクラフトパルプ製造工程(前行程の未さしケミクラフトパルプ製造工程を含む。)	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さしケミクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さしケミクラフトパルプ製造工程(前行程の未さしケミクラフトパルプ製造工程を含む。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし、脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前行程の脱インキを含む。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	

整理番号	名称	りん含有量(単位 リットルにつきミigram)										備考			
		(1)					(2)								
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		(ハ)	(ニ)	
86	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラフトバルブ、リフアイナードバルブ又はサーマカニカルバルブを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグラフトバルブ、リフアイナードバルブ又はサーマカニカルバルブ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
87	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
88	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
89	機械すき和紙製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
90	手すき和紙製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
91	塗工紙製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
92	段ボール製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
93	重包装紙袋製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
94	セロファン製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
95	乾式法による繊維板製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
97	バルブ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	4	3.5	3	2.5	3	2.5	3	2.5	3	2.5	3	2.5	2	
101	製版業	3.5	3.5	3	2.5	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	

整理番号	名称	りん含有量(単位 リットルにつきシグラム)										備考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		
103	複合肥料製造業	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	
104	化学肥料製造業(前二項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
105	ソーダ工業	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
106	電炉工業	3	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
107	無機顔料製造業	3	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)	2.5	2.5	2.5	2.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	りん及びびりん化合物製造工程にあつては第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、9,8,7,6,8,7,6,5とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	3	3	3	2.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、7,5,7,5,7,5,6,5,5,5,5,5とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3,5,3,5,3,5,3,5,1,5,1,5,1,5,1,5とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3,5,3,5,3,5,3,5,1,5,1,5,1,5,1,5とする。
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	2.5	2.5	2.5	2.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
115	脂肪族系中間物製造業	2.5	2.5	2.5	2.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、9,5,8,5,7,5,6,5,4,4,4,4とする。

整理 番号	名 称	りん含有量 (単位 リットルにつきミigram)										備 考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		
116	メタン誘導品製造業	3	3	2.5	2	2	2	2	1.5	2	1.5	1.5	
117	発酵工業	3	3	3	3	1.5	3	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
118	コールドタル製品製造業	3	3	2.5	2	1.5	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
119	標式中間物・合成染料・有機顔料製造業	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	1.5	1.5	1.5	1.5	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、24,22,20,18,5,5,5とする。
120	プラスチック製造業	3	3	2.5	2	1.5	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
121	合成ゴム製造業	3.5	3	2.5	2	2	2	2	2	2	2	1.5	
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	5	4.5	4	3.5	2	4	3.5	2	2	2	1.5	有機りん系農薬原体製造工程にあつては第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、23,23,23,23,2,2,2,1.5とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	3	2.5	2	2	1.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	3	2.5	2	2	1.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	
125	合成繊維製造業	2	2	2	2	1.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	3	2.5	2	2	1.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	
127	石けん・合成洗剤製造業	3	2.5	2	2	1.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	1.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	
129	塗料製造業	3	2.5	2	2	1.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	
130	印刷インキ製造業	3	2.5	2	2	1.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	
131	医薬品原薬・製剤製造業	6	5.5	5	4.5	1.5	5	4.5	1.5	1.5	1.5	1.5	医薬品原薬製造工程(りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。)にあつては第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8,7,5,7,6,5,2,5,2,5,2,5,2,5とする。

整理 番号	名 称	りん含有量 (単位 リットルにつきミリグラム)										備 考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		
132	医薬品製剤製造業	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	1.5	1.5	1	
133	生物学的製剤製造業	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	1.5	1.5	1	
134	生薬・漢方製剤製造業	3	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	1.5	1.5	1	
135	動物用医薬品製造業	3.5	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	1.5	1.5	1	
136	火薬類製造業	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	1.5	1.5	1	
137	農薬製造業	3.5	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	1.5	1.5	1	
138	合成香料製造業	3.5	3	2.5	2	2	2	2	1	1.5	1.5	1	
139	香料製造業 (前項に掲げるものを除く。)	3.5	3	2.5	2	2	2	2	1	1.5	1.5	1	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業	3	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	1.5	1.5	1	
142	ゼラチン・接着剤製造業 (にかわ製造業を含む。)	3.5	3	2.5	2	2	2	2	1	1.5	1.5	1	
143	写真感光材料製造業	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	1.5	1.5	1	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	1.5	1.5	1	
145	イオン交換樹脂製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	1.5	1.5	1	
146	化学工業 (整理番号 102 の項から前項までに掲げるものを除く。)	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	1.5	1.5	1	
147	石油精製業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	1.5	1.5	1	
148	潤滑油製造業 (前項に掲げるものを除く。)	2.5	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	1.5	1.5	1	
149	コークス製造業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	1.5	1.5	1	
150	石油コークス製造業	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	1.5	1.5	1	

整理 番号	名 称	りん含有量 (単位 リットルにつきミリグラム)										備 考			
		(1)					(2)								
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		(ハ)	(ニ)	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	2.5	2.5	2	2	2	2	1.5	1	2	2	1.5	1	1	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	1.5	1.5	1.5	1	1	
153	ゴム製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	1.5	1.5	1.5	1	1	
154	なめしかわ製造業	3	3	3	3	3	3	3	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
155	毛皮製造業	3	3	3	3	3	3	3	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
156	板ガラス製造業	2	2	2	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1	1	
157	板ガラス加工业	2	2	2	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1	1	
158	ガラス製加工素材製造業	2.5	2.5	2	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1	1	
159	ガラス容器製造業	2	2	2	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1	1	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	1	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	1	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	1	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	1	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	2.5	2.5	2	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1	1	
165	生コンクリート製造業	2	2	2	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1	1	
166	コンクリート製品製造業	2.5	2.5	2	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1	1	
167	セメント製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	2.5	2.5	2	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1	1	
168	黒鉛電極製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	1	

整理 番号	名 称	りん含有量 (単位 リットルにつきミリグラム)										備 考		
		(1)					(2)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)			
169	碎石製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
170	鉱物・土石粉砕等処理業	2.5	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
172	うわ葉製造業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
173	高炉による製鉄業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
175	フェロアロイ製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	2	2	2	2	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	2	2	2	2	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
182	鋼管製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
183	伸鉄業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
184	唐棒鋼製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
185	引抜鋼管製造業	2.5	2.5	2	2	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
186	伸線業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
187	ブリキ製造業	3	2.5	2	2	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
188	亜鉛鉄板製造業	2	2	2	2	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	

整理 番号	名 称	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)										備 考		
		(1)					(2)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		(ハ)	(ニ)
189	めっき鋼管製造業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1	1	1	1	
190	めっき鉄鋼線製造業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1	1	1	1	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1	1	1	1	
192	鍛鋼製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	1	1	1	
193	鍛工品製造業	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1	1	1	1	
194	鋳鋼製造業	2.5	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1	1	1	1	
195	鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	1	1	1	
196	鋳鉄管製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	1	1	1	
197	可鍛鉄製造業	2.5	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1	1	1	1	
198	鉄粉製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	1	1	1	
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	1	1	1	
200	非鉄金属製造業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1	1	1	1	
201	電気めっき業	4	4	3.5	3	3	3	3	3	2	2	2.5	2	りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、7,6,5,4,4,5,4,3,5,3とする。

整理 番号	名 称	りん含有量 (単位 リットルにつきミリグラム)																			
		(1)					(2)														
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)										
202	金属製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	5.5	5	4.5	4	3	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	2							
203	一般機械器具製造業	3	2.5	2	2	2	2	2	2	2	2	1.5	1	1							
204	プリント回路板製造業	2.5	2.5	2	2	2	2	2	2	2	2	1.5	1	1							
205	電気機械器具製造業 (前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)	3	2.5	2	2	2	2	2	2	2	2	1.5	1	1							
206	輸送用機械器具製造業	4	3.5	3	2.5	2	2	2	2	2	2	2	2	2							
207	精密機械器具製造業	2.5	2.5	2.5	2.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5							
208	ガス製造工場	3.5	3.5	3	2.5	3.5	2.5	3	2.5	3.5	3	2.5	2	2							
209	下水道業	4	3.5	3	2.5	4	3.5	3	2.5	4	3.5	3	2.5	2.5							

(1) 溶融めっき工程 (りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。) にあつては第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、5.5, 5.5, 5.5, 5.5, 3, 3, 3とす

(2) アルマイト加工工程 (りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。) にあつては第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、9.5, 9.5, 8.5, 8.5, 6.5, 6.5, 5.5とする。

民生用電気機械器具製造工程 (りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。) にあつては第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、4.5, 4.5, 4.5, 2.2, 2.2, 2.2とする。

自動車・同付部品製造工程 (りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。) にあつては第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、5.5, 5.5, 4.5, 4.5, 2.2, 2.2とする。

(1) 標準活性汚泥法その他これこれと同程度に下水中のりんを除去する方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの (高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。) にあつては第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、2.1, 1.5, 1.1, 1.2, 1.5, 1.1とする。

(2) 高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの (活性汚泥法、標準散水床法その他これらと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。) にあつては第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8.7, 6.5, 8.7, 6.5とする。

整理番号	名称	りん含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備考														
		(1)					(2)																			
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		(ハ)	(ニ)												
210	空瓶販売業	5	4.5	4	4	3.5	3.5	3.5	3																	
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。)	5	4.5	4	4	2.5	2.5	2.5	2.5																2.5	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	9	9	8	7	4.5	4	3.5	3																3	
213	飲食店	5.5	5.5	5.5	5	4	4	4	4																3.5	
214	宿泊業	5	4.5	4	4	4	4	4	4																3	
215	リネンサプライ業	8	7	6	5	5	5	3	3																4.5	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	6.5	6	5.5	5	3	3	3	3																3	
218	写真業(写真現像・焼付け業を含む。)	5	4.5	4	4	4	4	3.5	3																3	
219	自動車整備業	5	4.5	4	4	3	3	3	3																3	
220	病院	5	4.5	4	4	4	4	4	4																3	
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する測定方法により測定した処理人員が501人以上のものに限る。)	8	7	6	5	4	4	3.5	3																2.5	第二欄に規定する者又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽により高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3,2,5,2,1,5,3,2,5,2,1,5とする。
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する測定方法により測定した処理対象人員が500人以下201人以上のものに限るものに限る。)	8	7	6	5	5	5	4.5	4																3.5	第二欄に規定する者又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽により高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3,5,3,2,5,2,3,5,3,2,5,2とする。
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	8	7	6	5	4	4	3.5	3																2.5	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に糞処理法を加えたりし尿を処理するものにあつては第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、4,3,5,3,2,5,3,2,5,2,1,5とする。

整理番号	名称	りん含有量 (単位 リットルにつきシグラム)										備考		
		(1)					(2)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		(ハ)	(ニ)
224	ごみ処理業	2.5	2.5	2.5	2.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
225	廃油処理業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
226	産業廃棄物処理業 (前項に掲げるものを除く。)	3	3	3	3	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
227	死亡獣畜取扱業	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3	
228	と畜場	9.5	9	8	7	4.5	4.5	4	4	3.5	3	3	3	
229	中央卸売市場	5	4.5	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	
230	地方卸売市場	5	4.5	4	4	4	4	4	4	3.5	3	3	3	
231	試験研究機関 (水質汚濁防止法施行規則第 1 条の 2 各号に掲げるものをいう。)	4.5	4.5	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	
232	整理番号 2 の項から前項までに分類されないもの	8	7	6	5	8	7	6	5	8	7	6	5	

備考 この表において、りんの項中 (1)・(2) 及び (イ)・(ロ)・(ハ)・(ニ) の区分は、次のとおりとする。

(1) については、特定施設が平成 14 年 9 月 30 日までに設置されたもの。
 (2) については、特定施設が平成 14 年 10 月 1 日以降に設置されたもの。

(イ) 指定地域内事業場であって、1 日当たりの平均的な排水の量が 50 立方メートル以上 500 立方メートル未満であるもの。
 (ロ) 指定地域内事業場であって、1 日当たりの平均的な排水の量が 500 立方メートル以上 5,000 立方メートル未満であるもの。
 (ハ) 指定地域内事業場であって、1 日当たりの平均的な排水の量が 5,000 立方メートル以上 100,000 立方メートル未満であるもの。
 (ニ) 指定地域内事業場であって、1 日当たりの平均的な排水の量が 100,000 立方メートル以上であるもの。

別表第2
(1)化学的酸素要求量

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)														備 考		
		(1)				(2)				(3)								
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		(ハ)	(ニ)
2	畜産農業	100	90	70	70	80	70	70	70	70	70	70	70	75	70	60	60	
3	天然ガス鉱業	70	70	60	60	70	60	60	60	60	60	60	60	70	60	60	60	
4	非金属鉱業	30	30	20	20	30	20	20	20	30	20	20	20	30	30	20	20	
5	肉製品製造業	70	70	65	60	60	60	60	60	60	50	50	50	50	50	40	40	
6	乳製品製造業	50	50	35	30	40	40	40	40	40	30	30	30	40	40	30	30	
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	80	80	65	50	60	60	60	60	60	50	50	50	50	50	40	40	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	60	60	50	40	50	50	50	50	50	50	50	40	50	50	40	30	
9	寒天製造業	110	90	80	80	100	80	80	80	80	80	80	80	100	80	80	80	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	60	50	40	30	40	40	40	40	40	30	30	30	40	40	30	20	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	70	60	50	40	60	50	50	50	50	40	40	30	50	40	30	20	
12	冷凍水産物製造業	70	60	50	40	50	40	40	40	40	30	30	30	50	40	30	20	
13	冷凍水産食品製造業	70	60	50	40	60	50	50	50	50	40	40	40	60	50	40	30	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)												備 考		
		(1)				(2)				(3)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)			
14	水産食品製造業(整理番号 8の項から前項までに掲げる ものを除き、魚介類塩干・塩 蔵品製造業を含む。)	80	70	60	50	70	60	40	40	60	40	40	50	40	30	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保 存食品製造業	100	90	65	50	60	60	40	40	60	40	40	50	40	30	
16	野菜漬物製造業	70	60	50	40	50	50	40	40	50	40	40	50	40	30	
17	味そ製造業	95	90	80	70	80	80	70	70	80	70	70	70	60	50	
18	しょう油・食用了ミノ酸製造 業	95	90	80	70	80	80	70	70	80	70	70	70	60	60	
19	うまみ調味料製造業	60	50	40	30	35	30	20	20	35	20	20	30	20	20	
20	ソース製造業	70	70	65	45	50	50	40	30	50	40	30	50	40	30	
21	食酢製造業	70	60	50	40	50	50	40	40	50	40	40	40	30	30	
22	砂糖精製業	70	60	50	40	60	50	40	40	60	40	40	40	30	30	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖 製造業	90	80	65	50	60	60	50	50	60	50	50	40	30	30	
24	小麦粉製造業	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	
25	パン製造業	70	60	50	40	40	40	40	30	40	40	30	30	20	20	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)												備 考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
26	生菓子製造業	80	70	60	50	70	60	50	40	60	50	40	30	
27	ビスケット類・干菓子製造業	60	50	40	40	60	50	40	40	60	50	40	30	
28	米菓製造業	70	60	50	40	70	60	50	40	70	60	50	40	
29	パン・菓子製造業(整理番号 2.5の項から前項までに掲げ るものを除く。)	70	60	50	40	60	50	40	40	60	50	40	40	
30	植物油脂製造業	80	80	80	50	60	50	40	40	60	50	40	30	
31	動物油脂製造業	70	60	50	40	60	50	40	40	60	50	40	30	
32	食用油脂加工业	55	55	50	40	50	50	40	40	50	40	30	30	
33	ふくらし粉・イースト・その 他の酵母和製造業	120	120	110	110	110	110	100	100	100	100	90	90	
34	穀類でんぷん製造業	60	60	60	50	60	60	50	50	60	60	50	40	
35	めん類製造業	70	60	50	40	60	50	40	30	50	40	30	30	
37	豆腐・油揚製造業	80	70	60	45	60	50	40	30	50	40	30	30	
38	あん類製造業	80	70	60	60	70	70	60	60	70	70	60	50	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)												備 考			
		(1)				(2)				(3)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)				
39	冷味調理食品製造業	50	40	30	30	50	40	30	20	40	30	20	40	30	20	20	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	60	50	40	30	55	50	40	30	50	40	30	40	30	40	30	
41	清涼飲料製造業	60	50	40	30	50	40	30	20	40	30	20	40	30	40	20	
42	果実酒製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	40	30	30	40	30	40	30	
43	ビール製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	40	30	30	40	30	40	30	
44	清酒製造業	70	60	50	40	50	50	40	30	50	40	30	50	40	50	30	
45	蒸留酒・混成酒製造業	60	50	40	30	40	40	30	20	40	30	30	40	30	30	20	
46	インスタントコーヒー製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	20	20	30	30	30	20	
47	配合飼料製造業	60	50	40	30	40	30	20	20	40	30	20	40	30	30	20	
48	単体飼料製造業	70	60	50	40	50	40	30	20	50	40	30	50	40	40	20	
49	有機質肥料製造業	60	50	40	30	40	30	20	20	40	30	20	40	30	30	20	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)												備 考	
		(1)				(2)				(3)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)		
50	たばこ製造業	40	40	30	30	40	30	20	20	40	30	20	20	20	
51	生糸製造業 (副産糸精練業を含む。)	60	50	30	30	60	50	30	30	60	50	30	30	30	
55	繊維工業 (整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。) で整毛工程に係るもの	90	80	80	80	90	80	80	80	90	80	80	70	70	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	100	100	90	90	100	100	90	90	100	100	90	90	90	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程 (のり抜き、精練漂白、シムケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程 (以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。) を含む。) に係るもの	60	50	40	40	60	50	40	40	60	50	40	40	40	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの (前項に掲げるものを除く。)	110	80	80	80	100	80	80	80	100	80	80	80	80	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの	100	100	90	90	100	100	90	90	100	100	90	90	90	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの	100	80	50	50	80	70	50	50	70	50	50	50	50	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの	100	80	50	50	60	60	50	50	60	60	50	50	50	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)												備 考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
63	繊維工業で繊維製品染色整理工程(染色整理工程付帯加工の処理工程を含む。)に係るもの	110	100	90	90	110	100	90	90	110	100	90	90	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	80	80	70	70	80	80	70	70	80	80	70	60	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	70	60	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	
68	繊維工業(整理番号55の項から前項に掲げるものを除く。)	80	60	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	70	60	50	40	70	60	40	40	70	60	40	40	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業	70	60	50	40	60	60	50	40	60	60	50	40	接着機洗浄水を循環するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30,30,30,10,30,30,10,20,20,10とする。
75	木材薬品処理業	40	25	20	20	40	25	20	20	40	25	20	20	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)												備 考		
		(1)				(2)				(3)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)			
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	80	80	70	70	80	80	70	70	80	80	70	70	60	60	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	70	70	70	60	70	70	70	60	70	70	70	60	70	60	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラフトパルプ製造工程、リブファイナ工程又はカーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	60	60	50	50	60	60	50	50	60	60	50	50	60	50	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミカルパルプ製造工程又は未さらしセキミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	150	150	150	140	150	140	130	130	130	140	130	130	130	120	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミカルパルプ製造工程(前行工程の未さらしケミケミカルパルプ製造工程を含む。)又はさらしセキミケミカルパルプ製造工程(前行工程の未さらしセキミケミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの	90	90	80	80	90	80	80	80	90	90	80	80	90	80	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	70	70	60	60	60	60	50	50	60	60	50	50	50	40	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミカルパルプ製造工程(前行工程の未さらしケミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの	80	80	70	70	80	80	70	70	80	80	70	70	70	60	精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものについては、第3欄(1)の値は、それぞれ同欄の順序に従い、90,80,80,80とする。

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)												備 考	
		(1)				(2)				(3)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)		
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	70	60	60	60	70	60	60	60	60	60	50	50	50	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	110	110	100	90	105	100	90	90	100	90	80	80	80	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	120	110	100	100	120	110	100	100	110	100	70	70	70	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラウンドパルプ、リファイナーグラウンドパルプ又はサームカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグラウンドパルプ、リファイナーグラウンドパルプ又はサームカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	60	60	50	50	50	50	40	40	50	40	40	40	40	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	40	35	30	30	30	30	20	20	30	20	20	20	20	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	50	45	40	40	50	45	40	40	50	40	40	40	40	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)												備 考		
		(1)				(2)				(3)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)			
89	機械すき和紙製造業	70	60	60	60	70	60	60	60	70	60	60	60	60	60	パルプ製造工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、90,80,70,60,80,70,60,60,70,60,60,60とす る。
90	手すき和紙製造業	100	100	90	90	100	100	90	90	100	100	100	90	90	80	
91	塗工紙製造業	30	25	20	20	30	25	20	20	30	25	20	20	20	20	
92	段ボール製造業	50	40	40	40	50	40	40	40	50	40	40	40	40	40	
93	重包装紙袋製造業	80	80	70	70	80	80	70	70	80	80	80	70	70	70	
94	セロファン製造業	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	50	40	40	40	
95	乾式法による繊維板製造業	50	50	50	40	50	50	50	40	50	50	50	50	50	40	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	100	90	80	80	90	90	80	80	90	80	80	80	70	60	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	35	30	30	40	35	30	30	40	35	30	30	30	30	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきグラム)															備 考		
		(1)					(2)					(3)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)		(ニ)	
100	印刷業 (新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	80	70	60	50	70	60	50	50	60	50	50	50	70	60	50	50		
101	製版業	60	60	60	50	60	60	50	50	60	50	50	50	60	60	50	50		
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	60	50	40	30	50	40	40	30	40	30	30	30	50	40	30	30		
103	複合肥料製造業	50	50	50	40	40	40	40	40	40	40	30	30	40	40	40	30		
104	化学肥料製造業 (前 2 項に掲げるものを除く。)	40	40	30	30	40	40	40	30	40	30	30	30	40	40	30	30		
105	ソーダ工業	30	30	20	20	30	30	30	20	30	20	20	20	30	30	20	20		
106	電炉工業	30	30	20	20	30	30	30	20	30	20	20	20	30	30	20	20		
107	無機顔料製造業	30	30	20	20	30	30	30	20	30	20	20	20	30	30	20	20		
																			黄鉛製造工程を有するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70, 70, 60, 60, 70, 70, 60, 60, 60, 60, 50, 50 とする。

整理番号	名称	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)															備考	
		(1)					(2)					(3)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)		
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	30	25	20	40	30	20	20	40	30	20	20	40	30	20	20	(1) 硫化鉄を原料とする酸化鉄(顔料を除く。)製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80,80,70,70,80,80,70,70,70,60,60とする。 (2) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60,60,50,50,60,60,50,50,60,60,50,50とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂防系系中間物製造工程に係るもの	70	70	60	60	70	70	60	60	70	70	60	60	60	50	40	40	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、280,280,280,250,220,210,210,210,200,190,190とする。 (2) 培養化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、110,110,100,100,90,90,80,80,90,90,80,80とする。 (3) エピクロルヒドリン製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、160,150,140,140,140,150,140,130,150,140,130,130とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	80	80	70	60	60	60	60	50	60	60	50	50	50	40	30	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、230,220,210,200,210,200,190,190,200,190,180,180とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	40	40	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80,80,70,70,80,80,70,70,80,80,70,70とする。

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)															備 考	
		(1)					(2)					(3)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)		(ニ)
112	石油化学系基礎製品製造業で 合成ゴム製造工程に係るもの	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	(1) 乳比重法による合成ゴム製造工程に あつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順 序に従い、 70,60,50,50,70,60,50,50,70,60,50,50とす る。 (2) クロプロレンゴム製造工程にあつて は、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従 い、 140,140,130,130,140,140,130,130,140,140,1 30,130とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で 有機化学工業製品製造工程 (脂肪族系中間物製造工程、 顔料製造工程、合成染料・有機 アクリル樹脂・合成ゴム製造工 程を除く。)に係るもの	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	(1) 有機化学系基礎製品製造工程にあつては、第 3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、 290,280,270,270,280,270,260,260,280,270,2 60,260とする。 (2) 有機化学系基礎製品製造工程にあつては、第 3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、 220,210,200,190,210,200,190,180,190,180,1 70,160とする。
114	石油化学系基礎製品製造業 (整理番号109の項から前 項までに掲げるものを除 く。)	75	75	70	60	60	60	50	40	40	40	40	60	60	50	40	40	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程に あつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順 序に従い、 220,220,220,220,220,220,210,210,210,200,1 90,190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又は アセトアルデヒドの製造工程にあつては、第 3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、 120,110,100,100,100,90,80,80,100,90,80,80 とする。 (3) エピクロルヒドリン製造工程にあつて は、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従 い、 150,150,140,140,140,140,130,130,140,140,1 30,130とする。
115	脂肪族系中間物製造業	70	70	70	60	70	70	70	60	60	60	60	70	60	50	50	50	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程に あつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順 序に従い、 220,220,220,220,220,220,210,210,210,200,1 90,190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又は アセトアルデヒドの製造工程にあつては、第 3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、 120,110,100,100,100,90,80,80,100,90,80,80 とする。 (3) エピクロルヒドリン製造工程にあつて は、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従 い、 150,150,140,140,140,140,130,130,140,140,1 30,130とする。

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)															備 考	
		(1)					(2)					(3)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)		(ニ)
116	メタン誘導品製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	40	30	20	20	
117	発酵工業	130	130	130	120	130	120	120	110	130	120	120	110	130	120	120	110	
118	コーラル製品製造業	140	130	120	120	140	130	120	120	140	130	120	120	140	130	120	120	
119	環式中間物・合成染料・有機 顔料製造業	60	60	60	60	60	60	60	50	60	60	60	50	50	50	40	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程に あつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順 序に従い、 350, 350, 290, 210, 210, 190, 190, 210, 210, 1 90, 190とする。
120	プラスチック製造業	40	40	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	(1) メチルメタクリレート樹脂又はアクリ ロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹 脂の製造工程にあつては、第3欄の値は、そ れぞれ同欄の順序に従い、 80, 80, 70, 70, 60, 60, 50, 60, 60, 50, 50とす る。 (2) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの 製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞ れ同欄の順序に従い、 70, 60, 60, 60, 70, 60, 60, 60, 60, 60, 50, 50とす る。
121	合成ゴム製造業	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	(1) 乳比重法による合成ゴム製造工程に あつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順 序に従い、 80, 80, 70, 70, 70, 60, 50, 50, 80, 70, 70, 70とす る。 (2) クロプロレンゴム製造工程にあつて は、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従 い、 140, 140, 130, 130, 140, 140, 130, 130, 140, 140, 1 30, 130とする。

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)												備 考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	90	90	70	60	90	85	60	50	80	60	50	50	(1) 有機ゴム薬品製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、310, 300, 290, 280, 280, 280, 270, 270, 280, 280, 270, 270とする。 (2) 有機農業原体製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210, 200, 190, 180, 210, 200, 190, 180, 190, 180, 170, 160とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	60	60	50	50	40	40	30	30	40	20	20	20	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	40	40	30	30	40	40	30	30	40	30	30	30	
125	合成繊維製造業	50	40	30	30	30	30	20	20	30	20	20	20	アクリル系繊維製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70, 70, 60, 60, 50, 40, 40, 50, 40, 30, 30とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	50	50	50	50	50	50	40	40	50	40	40	40	
127	石けん・合成洗剤製造業	30	30	30	25	15	15	15	10	15	15	10	10	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	100	100	80	80	80	80	50	50	80	50	50	50	
129	塗料製造業	100	90	70	60	50	50	40	40	50	40	40	40	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)															備 考	
		(1)					(2)					(3)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)		(ニ)
130	印刷インキ製造業	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	50	40	30	30	
131	医薬品原薬・製剤製造業	100	100	100	90	90	90	90	80	90	90	90	80	90	90	90	80	
132	医薬品製剤製造業	70	60	50	40	60	50	40	30	50	40	30	30	50	40	30	30	
133	生物学的製剤製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	40	30	30	30	40	40	30	30	
134	生薬・漢方製剤製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	20	20	20	30	30	20	20	
135	動物用医薬品製造業	70	70	60	60	70	70	60	60	70	60	60	60	70	60	50	50	
136	火薬類製造業	40	30	20	20	40	30	20	20	40	20	20	20	40	30	20	20	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70,70,60,60,70,60,60,70,60,50,50とす る。
137	農薬製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	40	30	30	30	40	30	20	20	
138	合成香料製造業	150	140	130	120	120	120	110	110	120	120	110	110	120	120	110	110	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	30	30	40	40	30	30	40	30	30	30	40	30	20	20	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)															備 考	
		(1)					(2)					(3)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)		(ニ)
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調製品製造業	50	40	30	30	50	40	30	30	30	40	30	30	40	30	20	20	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
143	写真感光材料製造業	15	15	15	10	15	15	10	10	15	10	10	10	15	15	10	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	50	50	40	40	50	50	40	40	50	40	40	40	50	50	40	40	
145	イオン交換樹脂製造業	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	170	140	140	140	130	130	
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	70	60	50	40	60	50	40	40	60	40	40	60	50	40	40	40	
147	石油精製業	40	40	40	40	30	30	40	40	30	20	20	30	30	20	20	20	潤滑油製造工程を有するものについては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40,40,40,40,40,30,40,30,40,40,30,30とする。
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	30	30	40	40	30	30	40	30	30	40	40	30	30	30	硫酸洗浄工程を有するものについては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80,70,60,50,70,60,50,40,70,60,50,40とする。
149	コークス製造業	200	200	190	180	190	190	180	180	190	180	180	120	110	100	90	90	
150	石油コークス製造業	80	80	70	70	80	80	70	70	80	70	70	70	60	50	50	50	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)												備 考			
		(1)				(2)				(3)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)				
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	20	10	10	
152	ゴム製品製造業でララックス成型型洗浄工程に係るもの	70	70	70	60	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	
153	ゴム製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	40	30	20	20	40	30	20	20	40	30	20	20	40	30	20	
154	なめしかわ製造業	110	100	100	100	110	100	100	100	110	100	100	100	110	100	100	
155	毛皮製造業	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	
156	板ガラス製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	
157	板ガラス加工业	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	
158	ガラス製加工素材製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	
159	ガラス容器製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)												備 考			
		(1)				(2)				(3)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)				
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	20	10	10	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	60	60	50	50	60	60	50	50	60	60	50	50	60	50	50	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	40	30	30	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	20	10	10	30	20	10	10	30	20	10	10	30	20	10	
165	生コンクリート製造業	30	20	10	10	30	20	10	10	30	20	10	10	30	20	10	
166	コンクリート製品製造業	30	20	10	10	30	20	10	10	30	20	10	10	30	20	10	
167	セメント製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	30	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	
168	黒鉛電極製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	
169	砕石製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきリグラム)															備 考				
		(1)					(2)					(3)									
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)
172	うわ巻製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	20	30	30	20	20	20	20	
173	高炉による製鉄業	20	20	20	15	20	20	20	15	20	20	20	20	15	20	20	20	20	15	15	コークス炉を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60,60,60,60,50,50,50,50,50,50とする。
175	フェロアロイ製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	20	30	30	20	20	20	20	
176	高炉によらない製鉄業(前項176に掲げるものを除く。)	30	20	10	10	30	20	10	10	30	20	10	10	10	30	20	10	10	10	10	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	20	30	30	20	20	20	20	
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	20	30	30	20	20	20	20	
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	20	30	30	20	20	20	20	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	20	30	30	20	20	20	20	
182	鋼管製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	20	30	30	20	20	20	20	
183	伸鉄業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	10	20	20	15	10	10	10	

整理番号	名称	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)												備考	
		(1)				(2)				(3)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)		
184	磨棒鋼製造業	20	20	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10	10	
185	引抜鋼管製造業	20	20	20	10	15	15	15	10	15	15	15	10	10	
186	伸線業	20	20	20	15	20	20	20	10	20	15	20	10	10	
187	ブリキ製造業	30	30	30	20	30	30	20	20	30	20	30	20	20	
188	亜鉛鉄板製造業	30	30	30	20	30	30	20	20	30	20	30	20	20	
189	めっき鋼管製造業	30	30	30	20	30	30	20	20	30	20	30	20	20	
190	めっき鉄鋼線製造業	30	30	30	20	30	30	20	20	30	20	30	20	20	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	20	15	10	20	20	15	10	20	15	20	10	10	
192	鍛鋼製造業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	15	20	10	10	
193	鍛工品製造業	15	15	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10	10	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)															備 考		
		(1)					(2)					(3)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)		(ニ)	
194	鋳鋼製造業	30	20	15	10	20	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
195	鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	20	20	15	10	20	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
196	鋳鉄管製造業	20	20	15	10	20	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
197	可鍛鋳鉄製造業	20	20	15	10	20	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
198	鉄粉製造業	15	15	15	10	15	15	15	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10	
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	20	15	10	20	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
200	非鉄金属製造業	30	25	15	10	30	20	20	15	10	30	20	15	10	30	20	15	10	
201	電気めっき業	70	60	50	40	60	60	60	50	40	60	60	50	40	60	60	50	40	
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	25	15	10	30	20	20	15	10	30	20	15	10	30	20	15	10	
203	一般機械器具製造業	30	25	15	10	30	20	20	15	10	30	20	15	10	30	20	15	10	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)														備 考		
		(1)				(2)				(3)								
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		(ハ)	(ニ)
204	プリント回路製造業	40	30	20	20	40	30	20	20	40	30	20	20	40	30	20	20	
205	電気器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)	30	25	15	10	30	20	15	10	30	20	15	10	30	20	15	10	
206	輸送用機械器具製造業	30	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
207	精密機械器具製造業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
208	ガス製造工場	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
209	下水道業	60	55	50	45	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30,30,30,30,30,30,30,30,30,30,25,20,15とする。
210	空瓶卸売業	40	40	30	30	30	30	30	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。)	50	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	40	30	20	20	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	80	70	60	50	70	60	50	40	70	60	50	40	60	50	40	30	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)												備 考		
		(1)				(2)				(3)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)			
213	飲食店	70	70	60	50	60	60	50	40	60	50	40	50	40	30	平成18年2月1日以降に設置したし尿浄化槽を使用するものについては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30,30,30,30,30,30,30,30,30,30とす
214	宿泊業	70	60	50	50	60	50	40	40	50	40	40	40	30	30	平成18年2月1日以降に設置したし尿浄化槽を使用するものについては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30,30,30,30,30,30,30,30,30,30とす
215	リネンサプライ業	80	60	50	40	70	60	50	40	60	50	40	40	30	30	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	70	60	50	40	65	60	50	40	60	50	40	40	30	30	
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	70	60	60	60	70	60	60	60	60	70	60	60	60	60	
219	自動車整備業	40	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	30	20	20	
220	病院	60	50	30	30	50	40	30	30	40	50	30	40	30	30	平成18年2月1日以降に設置したし尿浄化槽を使用するものについては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30,30,30,30,30,30,30,30,30,30とす

整理番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)														備 考		
		(1)				(2)				(3)								
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		(ハ)	(ニ)
221	し尿浄化槽 (建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が501人以上のものに限る。)	60	50	45	40	45	40	40	40	45	40	40	40	40	40	40	40	(1) 単独式処理に係るものについては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70,70,50,40,50,50,40,50,50,40とす (2) 第二欄に規定する表に定める構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものについては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40,40,40,40,40,30,25,25,40,30,25,25とす (3) 平成18年2月1日以降に設置されるものについては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30,30,30,30,30,30,30,30,30,30,30とす (4) 備考(3)のうち、建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものについては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25,25,25,25,25,25,25,25,25,25,25とす
222	し尿浄化槽 (建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定した処理対象人員が500人以下201人以上のものに限る。)	80	80	80	70	70	70	70	70	60	60	60	60	60	60	60	50	平成18年2月1日以降に設置されるものについては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30,30,30,30,30,30,30,30,30,30,30とす
223	し尿処理業 (し尿浄化槽に係るものを除く。)	60	60	50	50	50	50	50	50	40	40	40	40	40	40	40	40	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理するものについては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50,50,40,40,40,40,35,35,40,40,35,35とす
224	ごみ処理業	50	40	30	30	40	40	40	40	40	30	30	30	40	40	30	30	

整理番号	名称	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)															備考	
		(1)					(2)					(3)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)		(ニ)
225	廃油処理業	40	40	40	30	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	30	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
227	死亡獣畜取扱業	50	50	50	40	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	
228	と畜場	80	70	60	50	60	60	50	40	60	60	50	40	60	60	50	40	
229	中央卸売市場	50	40	30	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
230	地方卸売市場	50	40	30	20	40	30	20	20	40	30	20	20	40	30	20	20	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	50	40	30	30	40	40	30	20	40	40	30	20	40	30	20	20	
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	50	40	30	20	50	40	30	20	50	40	30	20	50	40	30	20	(1)生活排水処理にかかるとは、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60,50,40,25,60,50,40,25,60,50,40,25とする。 (2)上水道事業、工業用水道事業及び車両洗車に係るものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40,30,20,20,40,30,20,20,40,30,20,20とする。

備考 この表において、窒素の項中 (1)・(2)・(3) 及び (イ)・(ロ)・(ハ)・(ニ) の区分は、次のとおりとする。

(1) については、特定施設が昭和55年6月30日までに設置されたもの。

- (2) については、特定施設が昭和 55 年 7 月 1 日から平成 3 年 6 月 30 日までに設置されたもの。
- (3) については、特定施設が平成 3 年 7 月 1 日以後に設置されたもの。
- (イ) 指定地域内事業場であって、1 日当たりの平均的な排水の量が 50 立方メートル以上 500 立方メートル未満であるもの。
- (ロ) 指定地域内事業場であって、1 日当たりの平均的な排水の量が 500 立方メートル以上 5,000 立方メートル未満であるもの。
- (ハ) 指定地域内事業場であって、1 日当たりの平均的な排水の量が 5,000 立方メートル以上 100,000 立方メートル未満であるもの。
- (ニ) 指定地域内事業場であって、1 日当たりの平均的な排水の量が 100,000 立方メートル以上であるもの。

(2)窒素含有量

整理 番号	名 称	窒素含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備 考
		(1)					(2)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	
2	畜産農業	85	80	75	70	70	65	60	60	60	60	
3	天然ガス鉱業	80	75	70	65	70	65	60	60	60	60	
4	非金属鉱業	25	25	25	25	25	25	20	15	15	15	
5	肉製品製造業	60	55	50	45	35	30	25	20	20	20	
6	乳製品製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	10	10	
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	40	35	30	30	35	30	25	20	20	20	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	10	10	
9	寒天製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	10	10	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	10	10	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	55	50	45	45	50	45	40	35	35	35	
12	冷凍水産物製造業	55	50	45	45	30	30	30	30	30	30	
13	冷凍水産食品製造業	55	50	45	45	50	45	40	35	35	35	
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	55	50	45	45	50	45	40	35	35	35	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	10	10	
16	野菜漬物製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	10	10	

整理 番号	名 称	窒素含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備 考						
		(1)					(2)											
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		(ハ)	(ニ)				
17	味ぞ製造業	30	25	20	20	25	20	15	10									
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	60	55	50	45	50	45	40	35									
19	うまみ調味料製造業	30	25	20	20	25	20	15	10									
20	ソース製造業	30	25	20	20	25	20	15	10									
21	食酢製造業	30	25	20	20	25	20	15	10									
22	砂糖精製業	30	25	20	20	25	20	15	10									
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	145	130	115	100	25	20	15	10									
24	小麦粉製造業	30	25	20	20	25	20	15	10									
25	パン製造業	30	25	20	20	25	20	15	10									
26	生菓子製造業	30	25	20	20	25	20	15	10									
27	ビスケット類・干菓子製造業	30	25	20	20	25	20	15	10									
28	米菓製造業	30	25	20	20	25	20	15	10									
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	15	10									
30	植物油脂製造業	30	25	20	20	25	20	15	10									
31	動物油脂製造業	30	25	20	20	25	20	15	10									
32	食用油脂加工业	30	25	20	20	25	20	15	10									

整理 番号	名 称	窒素含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備 考
		(1)					(2)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)			
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母 剤製造業	30	25	20	20	25	20	15	20	15	10	
34	穀類でんぷん製造業	30	25	20	20	25	20	15	20	15	10	
35	めん類製造業	30	25	20	20	25	20	15	20	15	10	
37	豆腐・油揚げ製造業	40	35	30	30	35	30	25	30	25	20	
38	あん類製造業	30	25	20	20	25	20	15	20	15	10	
39	冷凍調理食品製造業	40	35	30	30	35	30	25	30	25	20	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に 係るもの	30	25	20	20	25	20	15	20	15	10	
41	清涼飲料製造業	30	25	20	20	25	20	15	20	15	10	
42	果実酒製造業	30	25	20	20	25	20	15	20	15	10	
43	ビール製造業	30	25	20	20	25	20	15	20	15	10	
44	清酒製造業	30	25	20	20	25	20	15	20	15	10	
45	蒸留酒・混成酒製造業	30	25	20	20	25	20	15	20	15	10	
46	インスタントコーヒー製造業	30	25	20	20	25	20	15	20	15	10	
47	配合飼料製造業	30	25	20	20	25	20	15	20	15	10	
48	単体飼料製造業	30	25	20	20	25	20	15	20	15	10	
49	有機質肥料製造業	30	25	20	20	25	20	15	20	15	10	
50	たばこ製造業	30	25	20	20	25	20	15	20	15	10	

整理 番号	名 称	窒素含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備 考		
		(1)					(2)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)			
51	生糸製造業(副産糸精練業を含む。)	30	25	20	20	25	20	15	20	25	20	15	10	
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	20	25	20	15	10	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	20	25	20	15	10	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルクジェット加工その他の染色整理工程)に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含むもの	30	25	20	20	25	20	15	20	25	20	15	10	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	40	35	30	25	30	25	20	25	30	25	20	15	綿織物染色工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順 序に従い、 100, 100, 100, 100, 60, 55, 50, 45とする。
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	20	25	20	15	10	
61	繊維工業で絹状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	40	35	30	25	30	25	20	25	30	25	20	15	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	20	25	20	15	10	
63	繊維工業で繊維製品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	20	25	20	15	10	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	20	25	20	15	10	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	20	25	20	15	10	

整理 番号	名 称	窒素含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備 考		
		(1)					(2)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		(ハ)	(ニ)
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	20	20	25	20	15	10	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	20	20	25	20	15	10	
68	繊維工業(整理番号55の項から前項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	20	20	25	20	15	10	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	30	25	20	20	25	20	20	20	25	20	15	10	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。) 又はパーティクルボード製造業	30	25	20	20	25	20	20	20	25	20	15	10	
75	木材薬品処理業	30	25	20	20	25	20	20	20	25	20	15	10	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で浴解パルプ製造工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	20	20	25	20	15	10	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	20	20	25	20	15	10	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラフトパルプ製造工程、リフナイターグラフトパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	20	20	25	20	15	10	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミカルパルプ製造工程又は未さらしセキミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	20	20	25	20	15	10	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミカルパルプ製造工程、前工程の未さらしセキミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセキミケミカルパルプ製造工程を含む。)	30	25	20	20	25	20	20	20	25	20	15	10	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	20	20	25	20	15	10	

整理 番号	名 称	室業含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備 考		
		(1)					(2)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		(ハ)	(ニ)
82	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらにグラフトバルブ製造工程(前工程の未さらしグラフトバルブ製造工程を含む。)に係るもの	30	25	20	20	25	20	20	20	25	20	15	10	
83	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするバルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	20	20	25	20	15	10	
84	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うバルブ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	30	25	20	20	25	20	20	20	25	20	15	10	
85	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするバルブ製造工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	20	20	25	20	15	10	
86	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラフトバルブ、リフトバルブ又はサーモメカニカルバルブを主原料とする非脱インキ工程(前工程のグラフトバルブ、リフトバルブ又はサーモメカニカルバルブ製造工程を含む。)に係るもの	30	25	20	20	25	20	20	20	25	20	15	10	
87	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	20	20	25	20	15	10	
88	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	20	20	25	20	15	10	
89	機械すき和紙製造業	30	25	20	20	25	20	20	20	25	20	15	10	
90	手すき和紙製造業	30	25	20	20	25	20	20	20	25	20	15	10	
91	塗工紙製造業	30	25	20	20	25	20	20	20	25	20	15	10	
92	段ボール製造業	25	20	20	20	25	20	20	20	25	20	15	10	
93	重包装紙袋製造業	30	25	20	20	25	20	20	20	25	20	15	10	
94	セロファン製造業	30	25	20	20	25	20	20	20	25	20	15	10	

整理 番号	名 称	莖素含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備 考		
		(1)					(2)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		(ハ)	(ニ)
95	乾式法による繊維板製造業	30	25	20	20	25	20	20	20	25	20	15	10	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	20	20	25	20	15	10	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	20	20	25	20	15	10	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	30	25	20	20	25	20	20	20	25	20	15	10	
101	製版業	30	25	20	20	25	20	20	20	25	20	15	10	
102	莖素質・りん酸質肥料製造業	80	75	70	65	70	65	65	65	70	65	60	55	(1) アンモニア製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80, 75, 70, 65, 70, 65, 60, 55とする。 (2) アンモニア誘導品製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、430, 430, 430, 430, 210, 210, 210, 210とする。 (3) 尿素製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1600, 1600, 1600, 1600, 1200, 1200, 1200, 1200とする。
103	複合肥料製造業	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	
104	化学肥料製造業(前二項に掲げるものを除く。)	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	
105	ソーダ工業	25	20	15	15	25	15	15	15	25	20	15	10	
106	電炉工業	25	20	15	15	25	15	15	15	25	20	15	10	

整理番号	名称	窒素含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備考
		(1)					(2)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	
107	無機顔料製造業	80	70	60	50	60	55	50	45	700, 700, 700, 600, 600, 600, 600, 600とする。		
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)	50	50	50	50	40	40	40	40	(1) パナジウム及びモリブデン化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6000, 5500, 5000, 4500, 6000, 5500, 5000, 4500とする。 (2) 酸化コバルト製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、750, 750, 680, 580, 750, 750, 680, 580とする。 (3) イットリウム酸化物製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150, 150, 150, 150, 150, 150, 150, 150とする。 (4) 酸化銀製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210, 210, 200, 150, 210, 210, 200, 150とする。 (5) 酸化ジルコニウム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、300, 250, 200, 150, 300, 250, 200, 150とする。 (6) 窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、160, 160, 160, 160, 60, 60, 60, 60とする。		
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	45	40	35	30	35	30	35	20	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80, 70, 60, 50, 55, 50, 45, 40とする。		
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	45	40	35	30	35	30	25	20	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130, 120, 110, 100, 60, 60, 60, 60とする。		

整理番号	名称	窒素含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備考				
		(1)					(2)									
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)					
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	40	35	30	25	30	25	20	15							
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	45	40	35	30	35	30	25	20							窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65, 60, 55, 50, 55, 50, 45, 40とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	45	40	35	30	35	30	25	20							
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	60	55	50	45	30	25	20	15							
115	脂肪族系中間物製造業	80	70	60	50	35	30	25	20							(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150, 150, 150, 150, 55, 50, 45, 40とする。 (2) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、510, 510, 510, 510, 510, 510, 510とする。
116	メタン誘導品製造業	40	35	30	25	30	25	20	15							
117	発酵工業	40	40	40	30	30	25	20	15							
118	コーラル製品製造業	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000							
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	70	70	60	50	35	30	25	20							窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180, 180, 180, 180, 120, 110, 100, 90とする。

整理 番号	名 称	窒素含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備 考		
		(1)					(2)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)			
120	プラスチック 製造業	40	35	30	25	30	25	20	15	20	25	15	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65, 60, 55, 50, 55, 50, 45, 40とする。	
121	合成ゴム 製造業	45	40	35	30	35	30	25	20	30	25	20	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65, 60, 55, 50, 55, 50, 45, 40とする。	
122	有機化学工業製品製造業 (整理番号 109の項から前項までに掲げるものを除く。)	80	70	60	50	35	30	25	20	30	25	20	(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、85, 75, 65, 55, 35, 30, 25, 20とする。 (2) イソシヤヌル酸及びその誘導品製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、420, 420, 420, 420, 420, 420, 420, 420とする。 (3) メラミン製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1500, 1500, 1500, 1500, 1500, 1500, 1500, 1500とする。 (4) 化学発泡剤製造工程 (尿素を原料として使用するものに限る。) にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60, 50, 40, 30, 35, 30, 25, 20とする。	
123	レーヨン・アセテート製造業のうち レーヨンの製造に係るもの	22	20	18	16	20	18	16	14	20	18	16	14	
124	レーヨン・アセテート製造業のうち セテートの製造に係るもの	22	20	18	16	20	18	16	14	20	18	16	14	
125	合成繊維製造業	22	20	18	16	20	18	16	14	20	18	16	14	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65, 60, 55, 50, 55, 50, 45, 40とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	55	50	45	40	30	25	20	15	30	25	20	15	
127	石けん・合成洗剤製造業	55	50	45	40	30	25	20	15	30	25	20	15	

整理 番号	名 称	窒素含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備 考						
		(1)					(2)											
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)							
128	界面活性剤製造業 (前項に掲げるものを除く。)	55	50	45	40	30	25	20	15									
129	塗料製造業	55	50	45	40	30	25	20	15									
130	印刷インキ製造業	25	25	25	25	25	25	20	15									
131	医薬品原薬・製剤製造業	75	65	55	45	40	35	30	25									
132	医薬品製剤製造業	22	20	18	16	20	18	16	14									
133	生物学的製剤製造業	22	20	18	16	20	18	16	14									
134	生薬・漢方製剤製造業	22	20	18	16	20	18	16	14									
135	動物用医薬品製造業	22	20	18	16	20	18	16	14									
136	火薬類製造業	35	30	25	20	30	25	20	15									
137	農薬製造業	35	30	25	20	30	25	20	15									
138	合成香料製造業	90	80	70	60	30	25	20	15									
139	香料製造業 (前項に掲げるものを除く。)	40	35	30	25	30	25	20	15									
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品調製品製造業	30	30	30	25	30	25	20	15									
142	ゼラチン・接着剤製造業 (にかわ製造業を含む。)	40	35	30	25	30	25	20	15									
143	写真感光材料製造業	25	25	25	25	20	20	20	15									

医薬品原薬製造工程 (窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。) にあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130, 130, 115, 100, 40, 35, 30, 25 とする。

整理 番号	名 称	窒素含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備 考		
		(1)					(2)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)			
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	15	15	15	15	
145	イオン交換樹脂製造業	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	20	15	
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	35	30	25	30	25	30	25	30	25	20	15	
147	石油精製業	30	25	20	20	25	20	25	20	25	20	15	10	
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	25	20	25	20	15	10	
149	ユークス製造業	1000	900	800	700	800	700	800	700	800	700	600	500	
150	石油コークス製造業	30	25	20	20	25	20	25	20	25	20	15	10	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	30	25	20	20	25	20	25	20	25	20	15	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	25	20	25	20	15	10	
153	ゴム製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	25	20	25	20	15	10	
154	なめしかわ製造業	75	65	55	45	75	45	75	45	75	65	55	45	
155	毛皮製造業	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	
156	板ガラス製造業	30	25	20	20	25	20	25	20	25	20	15	10	
157	板ガラス加工业	30	25	20	20	25	20	25	20	25	20	15	10	
158	ガラス製加工素材製造業	30	25	20	20	25	20	25	20	25	20	15	10	
159	ガラス容器製造業	30	25	20	20	25	20	25	20	25	20	15	10	

整理番号	名称	莖素含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備考		
		(1)					(2)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)			
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	30	25	20	20	20	20	20	20	20	20	15	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	30	25	20	20	20	20	20	20	20	20	15	10	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	30	25	20	20	20	20	20	20	25	20	15	10	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	25	20	20	20	20	20	30	25	20	15	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	25	20	20	20	20	20	20	25	20	15	10	
165	生コンクリート製造業	30	25	20	20	20	20	20	20	25	20	15	10	
166	コンクリート製品製造業	30	25	20	20	20	20	20	20	25	20	15	10	
167	セメント製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	20	20	20	20	25	20	15	10	
168	黒鉛電極製造業	30	25	20	20	20	20	20	20	25	20	15	10	
169	砕石製造業	30	25	20	20	20	20	20	20	25	20	15	10	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	30	25	20	20	20	20	20	20	25	20	15	10	
172	うわ乗製造業	30	25	20	20	20	20	20	20	25	20	15	10	
173	高炉による製鉄業	35	35	35	25	30	25	20	25	30	25	20	15	(1) コークス製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1000, 900, 800, 700, 800, 700, 600, 500とする。 (2) ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100, 100, 90, 70, 60, 55, 50, 45とする。

整理番号	名称	窒素含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)				
175	フェロアロイ製造業	25	25	25	25	25	25	25	25	25	20	15	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	25	25	25	25	25	25	25	25	25	20	15	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	25	25	25	25	25	25	25	25	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70, 65, 60, 55, 60, 55, 50, 45とする。
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	25	25	25	25	25	25	25	25	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70, 65, 60, 55, 60, 55, 50, 45とする。
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	40	35	30	25	25	30	25	30	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70, 65, 60, 55, 60, 55, 50, 45とする。
181	冷間ロール成型鋼製造業	25	25	25	25	25	25	25	25	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65, 60, 55, 55, 60, 55, 50, 45とする。
182	鋼管製造業	25	25	25	25	25	25	25	25	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65, 60, 55, 55, 60, 55, 50, 45とする。

整理 番号	名 称	窒素含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備 考		
		(1)					(2)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		(ハ)	(ニ)
183	伸鉄業	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65, 60, 55, 55, 60, 55, 50, 45とする。
184	磨棒鋼製造業	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65, 60, 55, 55, 60, 55, 50, 45とする。
185	引抜鋼管製造業	45	45	45	45	40	30	25	25	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65, 60, 55, 55, 60, 55, 50, 45とする。	
186	伸線業	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65, 60, 55, 55, 60, 55, 50, 45とする。
187	ブリキ製造業	35	35	30	25	30	25	25	30	25	20	15		
188	亜鉛鉄板製造業	45	45	45	40	30	25	25	30	25	20	15		
189	めっき鋼管製造業	40	35	30	25	30	25	25	30	25	20	15		
190	めっき鉄鋼線製造業	25	25	25	25	25	25	25	25	25	20	15		

整理 番号	名 称	窒素含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備 考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	35	35	30	25	30	25	25	25	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65, 60, 55, 55, 60, 55, 50, 45とする。
192	鍛鋼製造業	25	25	25	25	25	25	25	25	20	15		
193	鍛工品製造業	25	25	25	25	25	25	25	25	20	15		
194	铸鋼製造業	25	25	25	25	25	25	25	25	20	15		
195	鋳鉄铸件製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	25	25	25	25	25	25	25	25	20	15		
196	铸鉄管製造業	25	25	25	25	25	25	25	25	20	15		
197	可鍛铸鉄製造業	25	25	25	25	25	25	25	25	20	15		
198	鉄粉製造業	25	25	25	25	25	25	25	25	20	15		
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	25	25	25	25	25	25	25	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65, 60, 55, 55, 60, 55, 50, 45とする。	
200	非鉄金属製造業	70	65	60	55	60	55	55	60	50	45		
201	電気めっき業	30	30	30	25	30	30	30	25	25	20	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130, 120, 110, 100, 120, 110, 100, 90とする。	

整理番号	名称	窒素含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備考		
		(1)					(2)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)			
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	35	30	25	35	30	25	20	25	20	15	10	(1) 溶融めっき工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70, 65, 60, 60, 65, 60, 55, 50とする。 (2) アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、90, 90, 90, 90, 90, 90, 90, 90とする。
203	一般機械器具製造業	35	30	25	20	25	20	20	20	25	20	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40, 35, 30, 25, 25, 20, 15, 10とする。
204	プリント回路製造業	30	25	20	20	25	20	20	20	25	20	15	10	
205	電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)	30	25	20	20	25	20	20	20	25	20	15	10	(1) 民生用電気機械器具製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40, 40, 35, 30, 35, 30, 25, 20とする。 (2) 半導体素子製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45, 40, 35, 30, 35, 30, 25, 20とする。
206	輸送用機械器具製造業	30	25	20	20	25	20	20	20	25	20	15	10	自動車・同付属品製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40, 35, 30, 25, 30, 25, 20, 20とする。
207	精密機械器具製造業	30	25	20	20	25	20	20	20	25	20	15	10	時計・同部分品製造工程(時計側を除く。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45, 40, 35, 30, 25, 25, 25, 20とする。
208	ガス製造工場	30	25	20	20	25	20	20	20	25	20	15	10	

整理番号	名称	窒素含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		
209	下水道業	40	35	30	25	40	30	20	10	30	20	10	(1) 標準活性汚泥法その他これらと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20, 15, 10, 10, 20, 15, 10, 10とする。 (2) 高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60, 55, 50, 45, 60, 55, 50, 45とする。
210	空瓶卸売業	35	30	25	25	30	25	20	15	25	20	15	
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。)	35	30	25	25	30	25	20	15	25	20	15	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	35	30	25	25	30	25	20	15	25	20	15	
213	飲食店	60	55	50	45	45	40	35	30	40	35	30	
214	宿泊業	60	55	50	45	45	40	35	30	40	35	30	
215	リネンサプライ業	35	30	25	25	30	25	20	15	25	20	15	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	35	30	25	25	30	25	20	15	25	20	15	
218	写真業(写真現像・焼き付け業を含む。)	35	30	25	25	30	25	20	15	25	20	15	
219	自動車整備業	35	30	25	25	30	25	20	15	25	20	15	
220	病院	60	55	50	45	45	40	35	30	40	35	30	

整理番号	名称	窒素含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備考
		(1)					(2)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が501人以上のものに限る。)	60	55	50	45	40	35	30	25	20	15	第二欄の規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができ、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30,25,20,20,30,25,20,15とする。
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が500人以下201人以上のものに限る。)	60	55	50	45	50	45	40	35	30	25	第二欄の規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができ、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40,35,30,25,35,30,25,20とする。
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	60	55	50	45	40	35	30	25	20	15	嫌気性消化法、好氧性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50,45,40,35,30,25,20,15とする。
224	ごみ処理業	35	30	25	25	30	25	20	25	20	15	
225	廃油処理業	35	30	25	25	30	25	20	25	20	15	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	50	45	40	40	45	40	35	40	35	30	
227	死亡獣畜取扱業	35	30	25	25	30	25	20	25	20	15	
228	と畜場	60	50	40	30	30	25	20	25	20	15	
229	中央卸売市場	35	30	25	25	30	25	20	25	20	15	
230	地方卸売市場	35	30	25	25	30	25	20	25	20	15	

整理番号	名称	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)										備考					
		(1)					(2)										
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		(ハ)	(ニ)			
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	35	30	25	25	30	25	20	15								
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	60	50	40	30	60	50	40	30								

備考 この表において、窒素の項中(1)・(2)及び(イ)・(ロ)・(ハ)・(ニ)の区分は、次のとおりとする。

- (1) については、特定施設が平成14年9月30日までに設置されたもの。
- (2) については、特定施設が平成14年10月1日以降に設置されたもの。
- (イ) 指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上500立方メートル未満であるもの。
- (ロ) 指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上5,000立方メートル未満であるもの。
- (ハ) 指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排水の量が5,000立方メートル以上100,000立方メートル未満であるもの。
- (ニ) 指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排水の量が100,000立方メートル以上であるもの。

(3)りん含有量

整理 番号	名称	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)										備 考		
		(1)					(2)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		(ハ)	(ニ)
2	畜産農業	10	9.5	9	8.5	9	8.5	8	8.5	9	8.5	8	8	
3	天然ガス鉱業	3	3	3	3	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2	
4	非金属鉱業	3	3	3	3	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2	
5	肉製品製造業	16	14	12	10	8	7	6	7	8	7	6	5	
6	乳製品製造業	16	14	12	10	8	7	6	7	8	7	6	5	
7	畜産食料品製造業 (前2項に掲げるものを除く。)	16	14	12	10	8.5	7.5	6.5	7.5	8.5	7.5	6.5	5.5	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	5.5	5.5	5.5	5	5.5	5	4.5	5	5.5	5	4.5	4	
9	寒天製造業	7.5	7	6.5	6	5.5	5	4.5	5	5.5	5	4.5	4	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	6	6	5.5	5	5.5	5	4.5	5	5.5	5	4.5	4	
11	水産練製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	12	11	10	9	8	7	6	7	8	7	6	5	
12	冷凍水産物製造業	9	8	7	6	8	7	6	7	8	7	6	5	
13	冷凍水産食品製造業	9	8	7	6	8	7	6	7	8	7	6	5	
14	水産食料品製造業 (整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類・塩干・塩蔵品製造業を含む。)	12	11	10	9	8	7	6	7	8	7	6	5	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	12	11	10	9	5.5	5	4.5	5	5.5	5	4.5	4	
16	野菜漬物製造業	6.5	6	5.5	5	5.5	5	4.5	5	5.5	5	4.5	4	

整理 番号	名称	りん含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備 考			
		(1)					(2)								
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)				
17	味そ製造業	6.5	6	5.5	5	5.5	5	4.5	4						
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	9	8.5	8	8	8.5	7.5	6.5	5.5						
19	うまみ調味料製造業	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5	4.5						
20	ソース製造業	7.5	7	6.5	6	5.5	5	4.5	4						
21	食酢製造業	6.5	6	5.5	5	5.5	5	4.5	4						
22	砂糖精製業	4	4	4	4	4	4	4	4						
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	7.5	7	6.5	6	5.5	5	4.5	4						
24	小麦粉製造業	4	4	4	4	4	4	4	4						
25	パン製造業	6.5	6	5.5	5	5.5	5	4.5	4						
26	生菓子製造業	7.5	7	6.5	6	6.5	6	5.5	5						
27	ビスケット類・干菓子製造業	4	4	4	4	4	4	4	4						
28	米菓製造業	4	4	4	4	4	4	4	4						
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	6.5	6	5.5	5	5.5	5	4.5	4						
30	植物油脂製造業	7.5	7	6.5	6	5.5	5	4.5	4						米糠を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、16,16,16,14,5,5,5,4,5,4とする。
31	動物油脂製造業	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5						

整理 番号	名称	りん含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備 考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		
32	食用油脂加工业	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母 剤製造業	5.5	5.5	5.5	5	5.5	5	5.5	5	5.5	5	4.5	4
34	穀類でんぷん製造業	9	8	7	6	8	7	6	6	8	7	6	5
35	めん類製造業	7.5	7	6.5	6	6.5	6	6	6	5.5	5	4.5	4
37	豆腐・油揚製造業	7.5	7	6.5	6	6.5	6	6	6	5.5	5	4.5	4
38	あん類製造業	9	8	7	6	8	7	6	6	8	7	6	5
39	冷凍調理食品製造業	9	8.5	8	8	8.5	8	8	8	8.5	7.5	6.5	5.5
40	そう(物)菜製造業のうち煮豆の製造に 係るもの	6.5	6	5.5	5	5.5	5	5	5	5.5	5	4.5	4
41	清涼飲料製造業	7.5	7.5	7	6.5	7	7	6.5	6.5	3.5	3	2.5	2
42	果実酒製造業	4	3.5	3	3	3.5	3	3	3	3.5	3	2.5	2
43	ビール製造業	4	3.5	3	3	3.5	3	3	3	3.5	3	2.5	2
44	清酒製造業	4	3.5	3	3	3.5	3	3	3	3.5	3	2.5	2
45	蒸留酒・混成酒製造業	4	3.5	3	3	3.5	3	3	3	3.5	3	2.5	2
46	インスタントコーヒー製造業	4	3.5	3	3	3.5	3	3	3	3.5	3	2.5	2
47	配合飼料製造業	3	3	2.5	2	3	2.5	2	2	3	2.5	2	1.5
48	単体飼料製造業	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2	2	3	2.5	2	1.5
49	有機質肥料製造業	3	3	2.5	2	3	2.5	2	2	3	2.5	2	1.5

整理 番号	名称	りん含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備 考					
		(1)					(2)										
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		(ハ)	(ニ)			
50	たばこ製造業	3	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5								
51	生糸製造業 (副産糸精練業を含む。)	5.5	5	4.5	4	4.5	4	3.5	3								
55	繊維工業 (整理番号 51 の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。) で整毛工程に係るもの	5.5	5	4.5	4	4.5	4	3.5	3								
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	4.5	4.5	4.5	4	4.5	4	3.5	3								
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程 (のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程) に付帯して行われる加工処理工程 (以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。) を含むもの	5.5	5	4.5	4	4.5	4	3.5	3								
59	繊維工業で織物機械染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの (前項に掲げるものを除く。)	6.5	6	5.5	5	4.5	4	3.5	3								
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの	5	5	4.5	4	4.5	4	3.5	3								
61	繊維工業で絹状繊維・糸染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの	6.5	6	5.5	5	4.5	4	3.5	3								
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの	6.5	6	5.5	5	4.5	4	3.5	3								
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの	9	9	8	7	4.5	4	3.5	3								
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	5.5	5	4.5	4	4.5	4	3.5	3								

整理 番号	名称	りん含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備 考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	4.5	4.5	4.5	4	4.5	4	3.5	4	4.5	4	3.5	3
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	3	3	3	3	3	3	3	3	3	-	3	3
68	繊維工業(整理番号55の項から前項に掲げるものを除く。)	4.5	4.5	4.5	4	4.5	4	4.5	4	4.5	4	3.5	3
69	一般製材業又は木材チップ製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1
71	合板製造業(集成材製造業を含む。) 又はパペーテイクルボード製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1
75	木材薬品処理業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラフトパルプ製造工程、リフアイナーグラフラントパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミカルパルプ製造工程又は未さらしセキミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1

整理 番号	名称	りん含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備 考		
		(1)					(2)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)			
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラフトパルプ製造工程(前行程の未さらしケミグラフトパルプ製造工程を含む。)又はさらしセメキケミカルパルプ製造工程(前行程の未さらしセメキケミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケラフトパルプ製造工程(前行程の未さらしケラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前行程の離解工程を含む。)に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でケラフトパルプ、リニアケラフトパルプ又はカーセメキニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前行程のケラフトパルプ、リニアケラフトパルプ又はカーセメキニカルパルプ製造工程を有するものに係る。)に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1	

整理番号	名称	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)										備考
		(1)					(2)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)			
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	1.5	1	
89	機械すき和紙製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	1.5	1	
90	手すき和紙製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	1.5	1	
91	塗工紙製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	1.5	1	
92	段ボール製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	1.5	1	
93	重包装紙袋製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	1.5	1	
94	セロファン製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	1.5	1	
95	乾式法による繊維板製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	1.5	1	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	1.5	1	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	1.5	1	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	4	3.5	3	2.5	3.5	3	2.5	3	2.5	2	
101	製版業	4	3.5	3	2.5	3.5	3	2.5	3	2.5	2	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	
103	複合肥料製造業	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	
104	化学肥料製造業(前二項に掲げるものを除く。)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
105	ソーダ工業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	2	1.5	1	

整理 番号	名称	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)										備 考					
		(1)					(2)										
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		(ハ)	(ニ)			
106	電炉工業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1								
107	無機顔料製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1								
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)	5	4.5	4	3.5	2.5	2	1.5	1								りん及びりん化合物製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、9,8,7,6,8,7,6,5とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	4	3.5	3	2.5	3.5	3	2.5	2								りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8,8,7,5,6,5,8,7,6,5とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5								りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8,8,7,5,6,5,8,7,6,5とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5								
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5								
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程・環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程・プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5								りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8,8,7,5,6,5,8,7,6,5とする。
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	3.5	3.5	3.5	3.5	3	2.5	2	1.5								

整理番号	名称	りん含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備考			
		(1)					(2)								
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)				
115	脂肪族系中間物製造業	5	4.5	4	3.5	3.5	3	2.5	3	2.5	2.5	2	1.5	2	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものについては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、9.5, 8.5, 7.5, 6.5, 8, 7, 6, 5とする。
116	メタン誘導品製造業	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5			
117	発酵工業	4	4	4	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5			
118	コールドール製品製造業	3	3	2.5	2	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5			
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	5	4.5	4	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5	2	2	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものについては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、24, 22, 20, 18, 8, 7, 6, 5とする。
120	プラスチック製造業	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5			
121	合成ゴム製造業	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5			
122	有機化学工業製品製造業(整理番号1209の項から前項までに掲げるものを除く。)	5	4.5	4	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5	2	2	有機りん系農薬原体製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60, 50, 40, 30, 3, 2.5, 2, 1.5とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1			
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1			
125	合成繊維製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1			
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1			

整理 番号	名称	りん含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備 考		
		(1)					(2)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		(ハ)	(ニ)
127	石けん・合成洗剤製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1	
129	塗料製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1	
130	印刷インキ製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1	
131	医薬品原薬・製剤製造業	6	5.5	5	4.5	5	4.5	4	4.5	5	4.5	4	3.5	医薬品原薬製造工程(りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8,7,5,7,6,5,5,4,5,4,3,5とする。
132	医薬品製剤製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1	
133	生物学的製剤製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1	
134	生薬・漢方製剤製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1	
135	動物用医薬品製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1	
136	火薬類製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1	
137	農薬製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1	
138	合成香料製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業	3	3	2.5	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1	
143	写真感光材料製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1	

整理 番号	名称	りん含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備 考		
		(1)					(2)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		(ハ)	(ニ)
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	3	3	2.5	2	2.5	2	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
145	イオン交換樹脂製造業	3	3	2.5	2	2.5	2	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	3.5	3	2.5	2	2.5	2	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
147	石油精製業	3	2.5	2	2	2.5	2	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
149	コークス製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
150	石油コークス製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
152	ゴム製品製造業でラックス成型型洗浄工程に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
153	ゴム製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
154	なめしかかわ製造業	14.5	13	11.5	10	14.5	13	11.5	10	14.5	13	11.5	10	
155	毛皮製造業	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
156	板ガラス製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
157	板ガラス加工业	3	2.5	2	2	2.5	2	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
158	ガラス製加工素材製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
159	ガラス容器製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	2.5	2	2.5	2	1.5	1	

整理 番号	名称	りん含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備 考			
		(1)					(2)								
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)				
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1						
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1						
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1						
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1						
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1						
165	生コンクリート製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1						
166	コンクリート製品製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1						
167	セメント製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1						
168	黒鉛電極製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1						
169	砕石製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1						
170	鉱物・土石粉碎等処理業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1						
172	うわ藁製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1						
173	高炉による製鉄業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1						
175	フェロアロイ製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1						
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1						
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1						

整理 番号	名称	りん含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備 考				
		(1)					(2)									
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		(ハ)	(ニ)		
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	2	1.5	1	
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	2	1.5	1	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	2	1.5	1	
182	鋼管製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	2	1.5	1	
183	伸鉄業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	2	1.5	1	
184	磨棒鋼製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	2	1.5	1	
185	引抜鋼管製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	2	1.5	1	
186	伸線業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	2	1.5	1	
187	ブリキ製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	2	1.5	1	
188	亜鉛鉄板製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	2	1.5	1	
189	めっき鋼管製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	2	1.5	1	
190	めっき鉄鋼線製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	2	1.5	1	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	2	1.5	1	
192	鍛鋼製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	2	1.5	1	
193	鍛工品製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	2	1.5	1	

整理 番号	名称	りん含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備 考		
		(1)					(2)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ニ)			
194	鉄鋼製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1	
195	鉄鉄物製造業 (次項及び整理番号 197 の項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1	
196	鉄鉄管製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1	
197	可鍛鉄製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1	
198	鉄粉製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1	
199	鉄鋼業 (整理番号 173 の項から前項までに掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1	
200	非鉄金属製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1	
201	電気めっき業	4	4	3.5	3	3.5	3	2.5	3	3.5	3	2.5	2	りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものについては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、7, 6, 5, 4, 4, 5, 4, 3, 5, 3 とする。
202	金属製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	5.5	5	4.5	4	3.5	4	2.5	3	3.5	3	2.5	2	(1) 溶融めっき工程 (りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。) にあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8, 7, 6, 5, 4, 5, 4, 3, 5, 3 とする。 (2) アルマイト加工工程 (りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。) にあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、9, 5, 9, 8, 5, 8, 8, 5, 7, 5, 6, 5, 5, 5 とする。
203	一般機械器具製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1	

整理番号	名称	りん含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備考					
		(1)					(2)										
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)						
204	プリント回路製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1								
205	電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1								民生用電気機械器具製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、7, 7, 6, 5, 6, 6, 5, 5, 5, 4, 5, 3, 5とする。
206	輸送用機械器具製造業	4	3.5	3	2.5	3.5	3	2.5	2								自動車・同付属品製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、5, 5, 5, 4, 5, 4, 4, 5, 4, 3, 5, 3とする。
207	精密機械器具製造業	3.5	3.5	3	2.5	3	2.5	2	1.5								
208	ガス製造工場	3.5	3.5	3	2.5	3.5	3	2.5	2								
209	下水道業	4	3.5	3	2.5	4	3.5	3	2.5								(1) 活性汚泥法その他これこれより高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものは、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、2, 1, 5, 1, 1, 2, 1, 5, 1, 1とする。 (2) 高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの(活性汚泥法、標準散水ろ法その他これらと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8, 7, 6, 5, 8, 7, 6, 5とする。
210	空瓶卸売業	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3								
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。)	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3								
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	10	9	8	7	4.5	4	3.5	3								

整理番号	名称	りん含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備考		
		(1)					(2)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		(ニ)	
213	飲食店	8	7	6	5	5	4.5	4	4.5	4	3.5	3	3.5	
214	宿泊業	5	4.5	4	4	4.5	4	4.5	4	3.5	3			
215	リネンサプライ業	8	7	6	5	6	5.5	5	6	5.5	4.5			
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	6.5	6	5.5	5	6	5.5	5	6	5.5	4.5			
218	写真業(写真現像・焼き付け業を含む。)	5	4.5	4	4	4.5	4	4	4.5	4	3			
219	自動車整備業	5	4.5	4	4	4.5	4	4	4.5	4	3.5			
220	病院	5	4.5	4	4	4.5	4	4	4.5	4	3.5			
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する築造方法により算定した処理人員が501人以上のものに限る。)	8	7	6	5	4	3.5	3	2.5				第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することは、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3.2.5.2,1.5.3,2.5.2,1.5とする。	
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する築造方法により算定した処理人員が500人以下201人以上のものに限るのものに限る。)	8	7	6	5	4	4.5	4	3.5				第二欄の規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することは、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3.5.3,2.5.2,3.5.3,2.5.2,5.2とする。	
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	8	7	6	5	4	3.5	3	2.5				嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えし尿を処理することによりし尿を処理するものにおいて、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、4.3.5.3,2.5.3,2.5.2,1.5とする。	

整理番号	名称	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)										備考				
		(1)					(2)									
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		(ハ)	(ニ)		
224	ごみ処理業	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3							
225	廃油処理業	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3							
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	5.5	5	4.5	4	4.5	4	3.5	3							
227	死亡獣畜取扱業	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3							
228	と畜場	10	9	8	7	4.5	4	3.5	3							
229	中央卸売市場	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3							
230	地方卸売市場	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3							
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3							
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	8	7	6	5	8	7	6	5							

備考 この表において、りんの項中(1)・(2)及び(イ)・(ロ)・(ハ)・(ニ)の区分は、次のとおりとする。

- (1) については、特定施設が平成14年9月30日までに設置されたもの。
- (2) については、特定施設が平成14年10月1日以降に設置されたもの。
- (イ) 指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上500立方メートル未満であるもの。
- (ロ) 指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排水の量が500立方メートル以上5,000立方メートル未満であるもの。
- (ハ) 指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排水の量が5,000立方メートル以上100,000立方メートル未満であるもの。
- (ニ) 指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排水の量が100,000立方メートル以上であるもの。